

令和 7 年第 1 回板野町議会定例会会議録（第 2 日）

日 時 令和 7 年 3 月 1 1 日（火） 午前 1 0 時 0 0 分 開会

議事日程

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
令和 6 年度 板野町一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 3 議案第 1 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例の制定について
- 日程第 4 議案第 2 号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上
並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成
基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関す
る条例の制定について
- 日程第 5 議案第 3 号 板野町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに
水道技術管理者の資格基準に関する条例の全部改正について
- 日程第 6 議案第 4 号 板野町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第 7 議案第 5 号 板野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の
一部改正について
- 日程第 8 議案第 6 号 板野町議会議員の期末手当支給条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 7 号 令和 6 年度 板野町一般会計補正予算（第 1 0 号）
- 日程第 10 議案第 8 号 令和 6 年度 板野町特別会計国民健康保険補正予算（第 5 号）
- 日程第 11 議案第 9 号 令和 6 年度 板野町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算
（第 2 号）
- 日程第 12 議案第 1 0 号 令和 6 年度 板野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 13 議案第 1 1 号 令和 6 年度 板野町介護保険（保険事業）特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 14 議案第 1 2 号 令和 7 年度 板野町一般会計予算

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 1 4 まで、議事日程に同じ

出席議員（12 名）

1 番 犬 伏 雅 啓 君

2 番 藤 田 千 穂 君

3 番 大 西 裕 也 君
5 番 太 田 良 和 君
7 番 根ヶ山 昇 君
9 番 東 條 昭 二 君
11番 石 田 実 君

4 番 楠 本 千 草 君
6 番 三 原 大 輔 君
8 番 奥 尾 周 二 君
10番 松 浦 昶 君
12番 水 口 昭 彦 君

欠席議員（なし）

説明のために出席した者

町 長	玉 井 孝 治 君	副 町 長	東 根 弘 幸 君
教 育 長	谷 川 健 二 君	総 務 課 長	高 橋 三 恵 君
税 務 課 長	三 木 正 文 君	福 祉 保 健 課 長	楠 本 剛 君
建 設 課 長	毛 登 山 悦 雄 君	水 道 課 長	松 浦 賢 治 君
環 境 生 活 課 長	末 岡 稔 久 君	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	山 本 敏 彦 君
人 権 コ ミ ュ ニ テ ィ 課 長	岡 田 加 代 子 君	下 水 道 課 長	晃 昇 政 治 君
こども家庭総合支援センター所長	吉 本 洋 時 君	住 民 課 長	山 田 裕 子 君
産 業 課 長	浅 井 直 美 君	教 育 委 員 会 次 長	井 上 健 君

議場に出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 松 長 徹 君 議 会 事 務 局 係 長 村 上 愛 実 君

午前 1 0 時 0 0 分 開会

○議長（水口昭彦君） おはようございます。会議を開くに当たり、傍聴人に申し上げます。

板野町議会傍聴規則第 8 条の規定にあります、議場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないことなどのほか、静寂を旨とする事項を遵守していただきますよう、よろしくお願いいたします。

ただいま、出席議員は 1 2 名です。定足数に達しておりますので 3 月 3 日に引き続き、再開します。直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 日程第 1、「一般質問」を行います。一般質問の通告順序を申し上げます。

3 番大西裕也議員・5 番太田良和議員・2 番藤田千穂議員・1 1 番石田 実議員・6 番三原大輔議員、以上の 5 名です。通告の順番に質問を許します。3 番大西裕也議員。

[ 3 番（大西裕也君）登壇 ]

○3番（大西裕也君） おはようございます。議長からお許しを頂いたので3番大西裕也の一般質問をさせていただきます。今回、お伺いするのは「若者の居場所作りについて」です。

私は、これまで町内の若者の環境について、考える機会が多くありました。特に、中高生が放課後や休日に集まり、気軽に体を動かせる場所が少ないという声をよく耳にします。また、私は歴史文化公園に勤務していた経験があります。公園内の「森の遊園地」は、小さな子どもたちが楽しめる施設ですが、中高生が楽しめる場所が町内にはほとんどなく、実際に保護者からも「中高生が集まり、語り合える場所が少ない。」「運動できる場所が欲しい。」との要望を寄せられています。こういった状況を考えると、若者が「板野町に住み続けたい。」「県外に進学しても、いずれは戻ってきたい。」と思える環境を整えることが町の将来にとって重要ではないでしょうか。

しかし、新たに大型の施設を建設するには、財政的にも厳しいのが現実です。そこで、既存の施設を活用しながら若者のためのスペースを整備する方法を検討しました。この中で、比較的省スペースで設置でき、人気の高い3x3、昔でいう3on3バスケットボールコートが有力な選択肢ではないかと考えます。特に、町の玄関口でもあり、多くの人が訪れる道の駅にこのコートを設置することで、次のような効果が期待できます。

一つ目「気軽にスポーツを楽しめる環境の整備」です。3x3コートがあれば、若者が自由に集まり、思い立った時にすぐスポーツを楽しめる場所が出来ます。バスケットボールは、経験者・未経験者を問わず手軽にプレーでき、特に3x3は少人数でも気軽に楽しめるのが特徴です。ふだん余り運動をしない子どもたちでも、友人と一緒になら気軽に体を動かすきっかけになり、健康促進にもつながります。二つ目「地域のにぎわい創出」です。近年、全国の道の駅では、スポーツ施設を併設する例が増えており、それが地域のにぎわいにつながっています。

もし、板野町の道の駅に3x3コートを設置すれば、町内の若者だけではなく、周辺の若者が訪れるきっかけになり、道の駅の利用者増加にもつながります。そして、ソフトクリームやおにぎりなどの販売にも良い影響を与えられます。三つ目「避難所における遊び場の役割」です。道の駅は、防災拠点として機能しており、災害時には多くの町民が避難する場所になります。避難生活ではストレスの蓄積が大きな問題となり、特に子どもや若者にとっては、ふだんの生活とは異なる環境で心身に負担が掛かることが懸念されます。そのような中で、避難所に運動できる場所や遊び場があることは、心のケアの観点からも非常に重要です。3x3コートがあれば、避難生活の中で若者が適度に体を動かし、ストレス発散することができます。

さらにスポーツを通じた交流が生まれ、地域の結束を強める効果も期待できます。平時には若者の居場所として活用し、災害時には心のケアや健康維持の場として機能することは、防災拠点としての道の駅の価値を高めるのではないのでしょうか。

ここで、私自身の経験をお話しします。私は、板野町に住んでいますが、10代・20代の頃は地元にはバスケットを気軽にできる場所がなく、鳴門公園まで通っていました。私は、バスケット未経験ですが、それでも近くにコートがあれば、もっと気軽に楽しめたのにと考えたものです。こ

ういった経験からも、町内に気軽にスポーツができる場所を整備することは、今の若者たちにとって、大切だと思います。

以上を踏まえて、道の駅を活用し、若者が集まれる環境を整備する考えはあるか。御答弁をお願いしたいです。

○議長（水口昭彦君） 玉井町長。

〔町長（玉井孝治君）登壇〕

○町長（玉井孝治君） 皆さん、改めまして、おはようございます。ただいまは3番の大西裕也議員の方から「若者の居場所作りについて」、「道の駅『いたの』に若者が集える設備、例えば3 x 3のバスケットコートを作ってはどうか。」という御質問を賜ったわけでございます。

まず、道の駅「いたの」につきましては、御承知のように国土交通省の「防災道の駅」に選定されており、御質問にもございましたように、災害が発生した時には、避難所となる本当に命を守る施設でないかと私自身、思っているわけでございます。

そして更には、広域的な防災拠点となっておるわけでございます。また、今年の3月28日でございます。四国地方の被災自治体からの支援要請に基づき、国土交通省四国地方整備局の緊急災害対策派遣隊の活動による拠点といたしまして、地域振興施設内の研修室とドッグランの東側「いたの広場」等の利用について、緊急災害対策派遣隊の活動に係る拠点利用に関する協定を締結する予定となっております。

御質問の3 x 3のバスケットコートを地域振興施設内で設置する場合、「いたの広場」先ほども申し上げましたが、ドッグランの東側が想定されるわけでございますが、「いたの広場」は、ドッグランの利用者や買物客などの多くの人通りがあるわけでございます。また、町道にも面しているため、3 x 3のリングの高さ2.6 m以上のフェンス等の安全防止策が必要となり、ドッグランの利用者の出入りや買物客の通行に支障が出てくるのでなかろうかと推察をするわけでございます。

今議会の総務文教常任委員協議会においても、別の議員さんからも御提言を頂き、その際には「道の駅『いたの』は、防災拠点であり、また、四国整備局の方から『防災道の駅』にも選ばれておるということで、バスケットコートは設置は難しい。」とお答えをさせていただいたところでもございます。道の駅「いたの」に3 x 3のバスケットコートを設置することは、現在は考えておりません。しかしながら、今後は、若者に限らず、様々な年代の方が集い、他の場所で体育館も含めまして運動ができる場を関係する部署とともに連携し、検討課題とさせていただきたいと思っております。

以上で、3番大西裕也議員さんの御質問に答弁とさせていただきたいと思います。

御理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 大西裕也議員。

〔3番（大西裕也君）登壇〕

○3番（大西裕也君） 前向きに検討いただけるのであれば、若者が集まりやすく、やはり板野町

のにぎわい作りにつながる最適な場所を道の駅も踏まえて一緒に検討していただけると有り難いです。せっかく作るなら、にぎわい拠点となり、経済効果も期待できる場所が望ましいと考えます。

また、板野高校の生徒にも利用していただきたいので、高校の魅力向上につながるのではないのでしょうか。さらに「第六次板野町振興計画」の14ページにも、「暮らしやすいと思わない理由」の第4位「スポーツレジャー施設が整っていない」とデータが記されています。このことからスポーツ環境設備は町内のニーズとして高いと考えられます。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（水口昭彦君） 以上で、3番大西裕也議員の一般質問は終わりました。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 引き続き、一般質問を行います。5番太田良和議員。

[5番（太田良和君）登壇]

○5番（太田良和君） 皆様、おはようございます。ただいま、議長より許可を頂きましたので、太田良和が一般質問をさせていただきます。その前に、板野町の町制施行70周年を迎えることができました。本町の発展のために御尽力を頂いた方々へ感謝とお祝いを申し上げます。記念式典では、企画運営において玉井町長を始め、職員の皆様方には大変お世話になりました。御礼を申し上げます。玉井町長からは「全職員の英知を集結し、新たなまちづくりの一步を踏み出していく。」といった力強いお言葉を頂き、私たちも協力できることを誇りに思っております。

それでは、質問に移らせていただきます。私は、昨年の9月の一般質問で「ごみ処理に対する分別・リサイクル・減量の対応について」お伺いをいたしました。そこで、可燃ごみの減量を図る観点から、生ごみ処理機購入補助事業を強化して、生ごみの減量することに対し、更なる補助金の増額と広報PR活動をお願いしたところ、補助金事業に対して2万円から1万円を増額して、令和7年4月から最大3万円として施行することを決定していただきました。

町民の皆様方への意欲拡大のため、告知方法とPR活動の詳細をお聞かせください。

○議長（水口昭彦君） 末岡環境生活課長。

[環境生活課長（末岡稔久君）登壇]

○環境生活課長（末岡稔久君） 5番太田良和議員さんの「ごみ処理に対する減量と分別、今後のリサイクル活動について」の1点目の御質問に対して、答弁させていただきます。

令和6年第3回議会におきまして、太田議員さんより「生ごみ処理機購入補助事業と資源ごみ回収団体への報奨金制度について」御質問、頂きました。その時に答弁させていただいたとおり、生ごみ処理機購入補助事業及び資源ごみ回収団体報奨金制度の要綱の改正を行いました。

令和7年度から生ごみ処理機購入補助事業は、補助金額の引上げを行い、電気式及び屋外据置式本体ともに購入金額の2分の1、上限3万円を補助いたします。資源ごみ回収団体報奨金制度につきましても、全ての品目におきまして5円値上げを実施し、1kgにつき新聞紙・雑誌・ダンボール・紙パック・アルミ缶は12円、スチール缶は10円、瓶類は1本当たりにつき9円を報奨金とし

て交付いたします。

今回の補助金額の増額に伴い、令和7年度の当初予算におきまして、過去の補助実績の最大数を予算計上させていただいております。この制度を町民の皆様に知っていただき、多くの世帯で生ごみ処理機を使用していただき、また、新規に資源ごみ回収団体が設立されますよう、広報紙や板野町ホームページ・SNSなどで、この制度をわかりやすく、かつ、広く周知をしていきたいと考えておりますので、ごみの減量とリサイクルに御理解と御協力をお願いいたします。

以上で、5番太田良和議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 5番太田良和議員。

〔5番（太田良和君）登壇〕

○5番（太田良和君） 御答弁ありがとうございました。今、発表していただいた項目については、前回と全く同じ発言であります。

ところで、再質問をちょっとさせていただきたいのですが、詳細について詳しく説明をしていただきたいという、お願いをしました。その詳細というのは、金額だけじゃなくて、こういうことをすることによって、例えば、ごみがこのぐらい減量になると町政としては非常に楽になるというような明記を是非、していただければなというように思います。

ごみ処理機を購入するのが最大で3万円になったから、いいというのではなくて、それを使用することによって、ごみの水分が取れて90%の削減ができる。それによって、財政がこのぐらい少なくなるんですよ、というような告知の方法を是非、是非、ポスター等でやっていただきたいと同時に、いろんな所で、それが町民の人に目に付くように是非、御検討をお願いしたいなというようにと思いますが、そういう観点からの広報活動はいかがでしょうか。

○議長（水口昭彦君） 末岡環境生活課長。

〔環境生活課長（末岡稔久君）登壇〕

○環境生活課長（末岡稔久君） 5番太田良和議員さんの再問に対して、答弁させていただきます。

今回の広報の内容でございますが、ただ、広報紙にこの制度の説明を載せるだけでなく、実際にどれぐらい、ごみが減るかとか、そういうところも詳しく載せるような形で広報をしたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上で、5番太田良和議員さんの再問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 太田良和議員。

〔5番（太田良和君）登壇〕

○5番（太田良和君） ありがとうございます。是非、わかりやすく町民の皆様方に伝わるように是非、お願いしたいなというように思います。ありがとうございました。

今、言っていたようなことを認知していただくことにより、議会と協力の意識が高まると思っています。行政と町民が生ごみの減量のために是非、協力させていただきたいなというように思っていますので、お願い申し上げます。

去る2月12日の徳島新聞の記事からではございますが、「ごみ処理 阿波市の挑戦」として、「家庭ごみの減量に自治体ぐるみで取り組もう。」「阿波市の婦人会や消費者協会などのメンバーが發起人となり、ごみ減量・運動・阿波ネットワークを4月に発足させる。」「官民共同で財政負担の抑制につなげる。」「既に研修会を開き、意識高揚を図っている。」とありました。付け加えておきますが、是非、御参考にしていただきたいというように思っております。

二つ目の質問でございます。同じく9月議会にて、「板野町鳥獣被害防止対策について」お伺いをいたしました。「捕獲実績計画、詳細なスケジュール化はできないか。」との質問に対し、協議の結果、後日、丁寧な回答を頂き、誠にありがとうございました。猟友会と地元住民とのコミュニケーションを深め、被害が少なくなるように最大の努力を惜しまない旨をお聞きいたしました。

令和6年度の捕獲計画について、実績の報告と更に見えてきた問題があれば、御答弁をお願いいたします。

○議長（水口昭彦君） 東根副町長。

〔副町長（東根弘幸君）登壇〕

○副町長（東根弘幸君） それでは、私の方から5番太田良和議員さんの御質問の「板野町鳥獣被害防止対策について」の1点目の御質問に答弁をさせていただきたいと思います。

まず、板野町におけます有害鳥獣としまして、主にいのししと猿が挙げられますが、これらの対策といたしまして、有害鳥獣から農地を守る「侵入防止対策」と、農作物被害のほか、人身被害の未然防止を目的とする「有害鳥獣捕獲」といった、大きく分けて二つの取組を行っておるところでございます。この二つの取組におけます令和6年度の実績等について、御報告を申し上げますと、侵入防止対策として、防護柵の設置を1,500m計画をさせていただき、地元より要望が頂きました1,200mの資材提供を行ったところでございます。

また、有害鳥獣捕獲につきましては、いのししは計画数200頭に対しまして149頭、猿につきましては計画数10頭に対して12頭を捕獲をさせていただき、これらに加えて、からす2羽・たぬき17頭・はくびしん4頭・鹿9頭を捕獲したところでもございます。このことから、侵入防止対策につきましては、地元要望分を全て支給できたこと、有害鳥獣捕獲につきましては計画値を高く設定をしていたことを考慮をしますと、おおむね順調に実施ができたのではないかと考えているところでございます。

なお、今後の課題につきましては、やはりハンターの確保というのが一番でございます。また、地元協力が重要になると考えているところでございます。ハンターの確保におきましては、若年層でも有害鳥獣捕獲に御協力を頂けるような仕組み等につきまして、猟友会とも協議を重ねており、令和7年度は若年層で1名でございますが、加入も見込まれているところでございます。

しかしながら、ハンター数名での捕獲活動には限界があり、例えば、猿が出没しても、ハンターが到着するまでには逃げてしまうと捕獲は当然できませんし、ハンター自身も個人の仕事をしながら鳥獣捕獲に協力を頂いているため一日中、見張りをお願いすることもできません。このため、地

元関係者には、電気柵に雑草が掛かり漏電をしていないか、また、周辺に竹などが伸び、それらを伝って電気柵を飛び越えられる環境にないかなど、点検・確認等に御協力を頂きたいと考えておりますので、議員各位におかれましても、鳥獣被害防止につきまして、御支援・御協力・御理解のほどをよろしくお願い申し上げます。5番太田良和議員さんの1点目の御質問の答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 5番太田議員。

[5番（太田良和君）登壇]

○5番（太田良和君） 誠にありがとうございます。さすがに、猟友会と地元の住民のコミュニケーションを深め、被害を少なくしようという気持ちが一つになったような実績ということで、非常に感心しております。しかしながら、まだまだ猟友会の方に頼っているような状況なものですから、町民の皆様方も協力しながら、この大きな問題について、対策を練っていききたいなというように思っていますので、更なる御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

板野町だけでなく、徳島県においても有害鳥獣被害は10.3%減の7,763万円といわれております。捕獲数においては、猿41.6%減の927匹で、板野町においても同じような傾向だということに思われておりますが、しかしながら、山間地においては、まだまだ猿の出没回数は減少しておりません。

今後も、町民と協力をして大切な農作物の被害がなくなるように、猿の捕獲に特化した政策の検討を是非、お願い申し上げます。また、徳島市内で発生していた街中での人的被害などが発生しないように、巡回も含めてよろしくお願い申し上げます。

次に、板野町地域防災の備えとして、女性消防団の新設・防災備蓄倉庫の確認と補充などを行っています。安心安全なまちづくりを目指す観点から3点質問をさせていただきます。

一つ目は、自然災害発生時には断水・停電など、早急に復興させる必要がある一方で…。

○議長（水口昭彦君） 太田議員。

○5番（太田良和君） はい。

○議長（水口昭彦君） 一般質問で「猟友会の委託契約を結ぶ一方で、やりがいを見出すための捕獲報奨金の設定などを検討できないか。」という質問が、その先ほどの次に入っとったんやけど、それはもう省略するんやな。

○5番（太田良和君） 先ほど副町長の方の答えを聞くと、それで十分かなという判断をさせていただきましたものですから、あえて飛ばさせていただきましたけど、大変失礼いたしました。

○議長（水口昭彦君） いやいや、わかりました。それでは3番の質問どうぞ。

○5番（太田良和君） ちょっと最初からお願いさせていただきたいと思います。板野町地域防災の備えとして、女性消防団の新設・防災備品倉庫の確認と補充などを行っています。安心安全なまちづくりを目指す観点から3点質問をさせていただきます。

一つ目は、自然災害発生時には断水・停電など、早急に復興させる必要がある一方で、一時的な

要望に応えるために、飲料等を被害者に無償で提供できる災害自動販売機がありますが、設置台数と設置場所など、詳細がわかれば、お聞きしたいです。

○議長（水口昭彦君） 高橋総務課長。

[総務課長（高橋三恵君）登壇]

○総務課長（高橋三恵君） 5番太田良和議員さんの「板野町地域防災の備えとしての安全・安心なまちづくりを目指して」の1点目の御質問に対して、答弁をさせていただきます。

災害発生時における自動販売機の無償提供に関する設置状況につきまして、現在、町公共施設に設置している自動販売機は27台あり、そのうち、16台が災害時提供可能な自動販売機となっております。16台の内訳でございますが、町民センターで1台・歴史文化公園2台・文化の館1台・健康の館で1台・板野中学校（体育館・武道館）2台・道の駅いたの（地域振興施設7・バス待合所2）9台の計16台でございます。

町の公共施設に設置をしております、災害時提供可能な自動販売機の提供につきましては、自動販売機事業者や商品提供事業者と無償提供の覚書や契約書の締結を交わし、事業者から事前に預かっております、鍵を用いて管理者が自動販売機内の飲料等の商品を提供することとなっております。

「今後、災害対応用自動販売機を増やしていく予定はあるのか。」との御質問でございますが、自動販売機の更新時期に合わせまして、事業者等に対し設置要望をするなど、災害時に有効活用ができるよう引き続き、働き掛けてまいります。

以上で、5番太田良和議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 太田議員。

[5番（太田良和君）登壇]

○5番（太田良和君） ありがとうございます。今の数字をちょっと再確認させていただきますと、公共施設の中で27台中16台が非常用自動販売機だということをお聞きさせていただきました。例えば、16台の自動販売機の詳細な配置場所もお聞きさせていただいたんですが、こういう観点から少し足していただければなと、参考にさせていただければなというように思っていますので、是非、お願いいたします。

実は、板野町の水道管の耐震適合率は24年度末において65.1%の見通しでございます。中央構造線断層で予測される震度は6強とされ、被害は大きくなると思われます。震度6強になると約35%の地域で断水が起こる可能性があることから、水道課と情報を共有し、予測される断水地域を明確にして災害自動販売機の設置を増量していただければな、というように思っております。

また、先ほどは、中学校にないという話を聞きましたが、幼稚園・小中学校で登校時に災害が起こったり、帰宅が困難になったりした際にも活用できると思いますので、教育長も是非、検討をお願い申し上げます。ちなみに、自動販売機は、最大で500本収められると聞いております。私も、この質問をさせていただく際に、「災害用の自動販売機があるんだよ。」と友達に言うと、「そういう自動販売機は何だ。」というような話がありまして、大半の人が災害用の自動販売機のこと

を御存じないような気が正直言っていました。

先ほど、明確にここにありますよって言ったことを町民の方々に告知すると非常にまた、そこで安心が得られるんじゃないかなというように思ってますので、是非、そういう方向も取っていただければなというように思いますので、御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

2点目です。平成29年3月12日に免許証制度が改定になりました。新たに準中型免許証の種類が加わりましたが、自然災害時活動において、ダンプ・重機等を運転することが必要となるため、職員の運転免許証の取得状況が適切な状態になっているのか、スキルアップのための費用の助成などを検討しているのかをお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（水口昭彦君） 高橋総務課長。

[総務課長（高橋三恵君）登壇]

○総務課長（高橋三恵君） 5番太田良和議員さんの「板野町地域防災の備えとして安全・安心なまちづくりを目指して」の2点目の御質問に対し、答弁をさせていただきます。

運転免許証の取得状況につきまして、正規職員120名を対象に聞き取りを実施いたしました。その中で、大型免許を取得している者が5人で4%、8t限定の中型免許を取得している者が69人で58%、5t限定の準中型免許を取得している者が38人で32%、普通免許を取得している者が8人の6%でございました。また、重機等が操作できる免許を取得している職員は4人です。フォークリフトや小型重機の運転免許につきましては、講習を受講し、資格を取得している状況ではありますが、大型免許等の取得に関しては個人の判断に委ねているところでございます。

本町では、令和3年災害時における建設機械等の提供及びその運転者の派遣に関する協定を締結しております。大災害時におきまして、職員は避難所の対応など、煩雑な業務をこなしていく中で、大変心強い協定を頂いております。また、町では公用車を購入する際には、現状の運転免許証で対応できる車種を購入し、日頃から車に慣れ、災害現場に向かえる体制作りを整えているところでもございます。

現在のところ、取得に当たり助成をする予定はございませんが、講習を受講することで得られる資格につきましては、積極的に取り組んでいくよう周知をしているところでございます。

以上で、5番太田良和議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 太田議員。

[5番（太田良和君）登壇]

○5番（太田良和君） 誠にありがとうございます。120人の方にアンケートを取っていただき、実績をきちんと報告していただいたことに感謝申し上げます。

内容も確認させていただきますと、私が思っていた以上に8t車以上の運転者がたくさんいるということが理解できました。それと、更にそういう重機及び大型車の運転の協力を協定で結んでいるというところも関心せざるを得ないなというように思っていますので、今後とも是非、継続をしていてもらいたいなというように思っています。

しかしながら、平成29年以降に免許証の更新をされる方がこれからどんどん増えてこようかというように思っています。その際には、もう一度、再度確認していただきながら、町民の皆様方に不安をあおらないような格好で是非、お願い申し上げたいなというように思います。それと、一方では、2024年10月に喜多機械産業株式会社さんと災害協定を結び、保有のレンタル資機材を提供とあります。協定内容も配慮していただき、更に適切な判断を期待いたします。職員の英知を高め集結し、新たなまちづくりをできるように是非、重ねてお願い申し上げます。また、販売が課別においては、不公平さがなくなり、やりがいのある職場になるようにしていただければと思います。

最後の質問です。自然災害時の避難場所において、長期になるとストレスがたまる傾向にあり、シャワーテントの準備は既に行っていております。一方では、炊き出し等により、温かい食事を要望されることを思うと、キッチンカーが復興支援の要になるともいわれております。

徳島県においては、徳島県キッチンカー協会があり、板野町と協定を締結しているのか、お聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（水口昭彦君） 高橋総務課長。

〔総務課長（高橋三恵君）登壇〕

○総務課長（高橋三恵君） 引き続き、5番太田良和議員さんの「板野町地域防災の備えとして安全・安心なまちづくりを目指して」の3点目の御質問に対して、答弁をさせていただきます。

キッチンカーにつきましては、平時には、イベントでの出店や多様な食文化の提供など、場所や時間を選ばずニーズに合わせた柔軟な対応が可能であり、地域に根ざした活動（地域活性化）が期待できるとともに、災害時には、避難所などへの炊き出しによる温かい食料の提供、地域のニーズにあった支援活動を展開することが期待できるものでございます。

災害時のキッチンカーへの炊き出し支援についてでございますが、令和6年の6月に徳島県と徳島県キッチンカー協会により、「災害時のキッチンカーによる炊き出し実施等に関する協定書」を締結しており、本協定により徳島県域において自治体から避難所等へ協力を要請することが可能となっております。また、協定では「協会が調達可能な物資の提供、県側から提供する米などの食材の調理、その他要請する支援についても協力を要請することができる。」としており、キッチンカー協会への期待が高まるところでございます。

「徳島県キッチンカー協会と協定を検討していただきたい。」とのことでございますが、既に支援要請が可能な状態であることから、改めて本町と徳島県キッチンカー協会による協定を締結する必要はないと現在のところ考えております。

以上で、5番太田良和議員さんの御質問に対する御答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 太田議員。

〔5番（太田良和君）登壇〕

○5番（太田良和君） ありがとうございました。私の勉強不足で協定を結んでいるということ

知らずに質問させていただいたことを誠に申し訳ございませんでした。

しかしながら、私も町民をやっておりますが、そういう協定を結んでいるということを知らなかったということは、告知がなかなかできていなかったんじゃないかな、というように思われますので、もし、そういう機会があれば是非、皆様方に報告をしていただければなというように思います。本当にちょっと申し訳ございませんでした。

これをもちまして、一般質問を終わらせていただきたいと思います。今後も住民の方々が安心できる板野町であり、環境づくりを是非、町長を始め皆様方に御協力していただけるよう、お願い申し上げます。以上をもちまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（水口昭彦君） 以上で、5番太田良和議員の一般質問は終わりました。

ここで、小休します。

午前10時39分 小休（消毒作業）

~~~~~

午前10時40分 再開

○議長（水口昭彦君） 再開します。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 引き続き、一般質問を行います。2番藤田千穂議員。

[2番（藤田千穂君）登壇]

○2番（藤田千穂君） 皆さん、おはようございます。議長からお許しを頂きましたので、私より一般質問をさせていただきます。一つ目は「地域公共交通の再構築について」です。

板野町は、いわゆる交通空白地域が多く、免許を返納した後の暮らしに不安を抱えるシニアの声をよく耳にします。老人会などのスポーツに参加されている方のうち、まだまだ体は元気なのに、免許返納を機に引退されてしまう方がいらっしゃるという残念な話も聞きました。

2月の全員協議会で承認いたしました、タクシーチケット配布の施策もシニアの外出支援を考慮し、検討・改善された案であると感じております。一方で、全国的な取組は、国土交通省から地域公共交通の再構築がうたわれ、地域の実情に合わせた移動手段を整備しようと「オンデマンド」と呼ばれる予約制の乗り合いバスや乗り合いタクシーの導入・AI自動運転バスの実証実験など積極的に取り組んでいる自治体も多くあります。

また、交通空白地域の問題はシニアの問題だけではありません。今後、学区制が廃止された後、徳島市内への進学を希望する生徒も増えることでしょう。自宅から駅までのアクセスの利便性が板野町定住の判断材料の一つにもなると考えられます。昨年、団塊の世代が全て後期高齢者となり、更に5年後には多くの方が免許返納を検討する時期を迎えます。また、学区制の廃止も2029年度の入試からとめどが定められ、これから4、5年は板野町が大きく変わる大切な節目だと思います。現時点において、町民の移動ニーズを調査したり、近隣の自治体がどのような取組をしているのか見聞きすることで、今後の板野町に合った交通施策を検討できるのではないのでしょうか。

つきましては、先進地域の視察や町内ニーズの把握など実態調査に取り組む予定はあるか、お聞きします。御答弁よろしくお願いいたします。

○議長（水口昭彦君） 高橋総務課長。

[総務課長（高橋三恵君）登壇]

○総務課長（高橋三恵君） 2番藤田千穂議員さんの御質問の「地域公共交通について」の1点目の御質問に答弁をさせていただきます。

人口減少が加速する中、また、高齢化が進行する中、地域公共交通の担い手となる運転手のなり手不足、核家族化による病院への送迎など、日常生活における「移動」の問題が深刻化しております。そのような状況の中、他の自治体では、デマンドバス・コミュニティバスの運行また自動運転バスの導入に向けた調査を始めるなど、住民の足となるべく事業を進めておりますが、効率的な運行・ドライバーの確保・財政的な負担・利用者の待ち時間など課題も大変多いとお聞きをしております。

板野町振興計画を策定するに当たり、令和6年「町民アンケート」を実施しております。その結果によりますと、暮らしやすいと思う理由として「日常の買物に便利だから」が63.7%と最も高く、次いで「道路事情や交通の便が良い」が46.9%でございました。また、その反対の暮らしやすいと思わない理由として「日常の買物が不便だから」「道路事情や交通の便が悪いから」との御意見も頂いております。

寄せられたアンケートの年齢等の公表はしておりませんが、本町では高齢者施策と交通弱者への配慮を兼ねた高齢者の外出支援助成として、タクシー料金助成を拡大し、車を運転される方への燃料代助成を整備いたしました。「先進地域への視察や町内ニーズの把握など実態調査に取り組む予定はあるのか。」との御質問でございますが、先ほどのアンケートの実施も済ませていることであつたりとか、現在、状況に応じまして板野町には板野町のニーズに合った施策を講じていることから、視察の予定はございませんが、ニーズ調査については今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。以上で、2番藤田千穂議員さんの御質問の答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 2番藤田議員。

[2番（藤田千穂君）登壇]

○2番（藤田千穂君） 御答弁ありがとうございました。「視察の予定はない。」ということの御回答、大変とても残念だなという印象です。ほかの自治体では、重点的に今後、取り組むべき事案について、職員と議員が一丸となって近隣の自治体にこまめに視察に行っているというような話も聞きます。我々も1年に一度、視察に行かせていただいておりますが、職員さんとコミュニケーションを取りながら今後、板野町をどうしていくのかという、近隣の自治体への視察というのを今後やっていけたらいいなと思っていたところだったので、今の御答弁ちょっと大変残念だなという印象を受けております。先ほど、アンケートにありました、私もそのアンケートを拝見したんですけれども、住みやすい地域の理由に「交通の便が良い」という答えがあり、また、住みにくい地域

にも「交通の便が悪い」という回答があり、これは地域格差があるということを表しているんじゃないかな、と感じております。

今回の質問に当たり、いろいろとお勉強もさせていただいたんですけれども、様々なサービスの中でも、先ほど「財政」という言葉も出てきたかと思うんですけれども、地元のタクシー会社と連携した乗り合いタクシーであったりというものは、地域のスーパーであったり、ドラッグストアにバス停を設置して協賛金を集めることで補助金頼みになるのではなく、持続可能なサービスが成立しているという事例もあります。でも、こういった事例も現地に行ってリアルにどのようにサービスを展開されているのかというのを勉強しないと、これから町に導入していくのも難しいのではないかなと思っております。また、自動運転というのも、それだけを聞くと、夢のような話というふうに感じる方もいらっしゃるかもしれないんですけれども、実証実験を行ったり、自動運転を走らせるんだったら、どこの地域を走らせるのがこの町にとって最適なのかというところを検討することをしなければ、今後スムーズな導入につながっていかないのではないかと思います。

そのことを踏まえ、引き続き、お伺いします。ですが、先ほど、視察に行かないという話だったので、ちょっとこの回答もあまり期待できないなと思いながら、大切なことなので、このまま引き続き、質問させていただきます。このように地域公共交通の問題というのは、どれか一つのサービスを導入することで解決できるというベストな答えはありません。行政が中心となり、専門的な知見を持つ大学やタクシー会社を始めとする交通事業者、バスターミナルとなっている道の駅「いたの」、シニアのサポートをしている民生委員や社会福祉協議会、そして、地域の皆さんと一緒に考える場が必要だと思います。

例えば、板野町にある自動車の大学、徳島工業短期大学の多田学長は、自動車の利用とまちづくりを包括したモビリティデザイン、つまり移動しやすさを追求した、まちづくりの計画について研究をされております。A I 自動運転の技術や先進的自治体の事例について、様々な知見を持っておられます。さらに、四国内の連携事例を調べてみると、香川県三豊市と詫間高専が連携してA I 自動運転プロジェクトを行っていたり、高知県と高知工科大学とが連携し、地域の交通課題の調査やデマンド型交通システムの導入をサポートするなどの事例があります。

板野町においても、徳島工業短期大学と連携することで、より具体的な板野モデルを検討できるものと考えます。徳島県庁には、産官学の連携事業に対し、補助金の申請などをサポートしてくれる窓口もあるようです。関係者が一緒に協議する場を設け、数年先を見据えて地域の実情に合った移動手段を検討することで具体的な施策につなげることができるのではないのでしょうか。

そこで、お聞きします。地域公共交通の課題解決に向け、地域の関係者で連携し、協働するために協議会等の設置予定はありますでしょうか。もし、予定があるようでしたら、設置目標のめども含め、お考えをお聞かせください。御答弁よろしく願いいたします。

○議長（水口昭彦君） 高橋総務課長。

[総務課長（高橋三恵君）登壇]

○総務課長（高橋三恵君）　引き続き、2番藤田千穂議員さんの「地域公共交通の再構築について」の2点目の御質問に答弁をさせていただきます。

町が制度を整備するに当たりましては、先日の総合戦略の会にも産官学のメンバーの皆様にも集まっただいて、委員の皆様から、あらゆる方面から御意見を頂いて協議を進めているところでもございます。協議会等の設置を検討する予定でございますが、現状のところでは、地域公共交通の問題については、タクシー会社を始めとする交通事業者また利用する方などの関わりが必要なことは十分承知をいたしております。コミュニティバス・デマンドバスまた移動支援サービスの運営につきましては課題も多く、現在、現時点では予定をしておりますが、先ほどの御提言と合わせまして今後の検討課題とさせていただきます。

以上で、2番藤田千穂議員さんの御質問の答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君）　2番藤田議員。

〔2番（藤田千穂君）登壇〕

○2番（藤田千穂君）　御答弁ありがとうございました。「協議会等、関係各社を集めての大きな協議会の設置を予定はしていない。」という答えであったかと思うんですけども、しばらくは町内交通空白地帯の格差が埋まらないのだなという印象を受けてしまい、とても残念だなという印象の方が大きいです。ですが、県外の自治体では、いろいろ地域の有償ボランティアのような団体も存在します。有償ボランティアの団体というのは、いわゆる自治体主導ではなく、地域の住民が主導となって動いている団体です。板野町でも、免許返納後の暮らしを支えようと、有償ボランティアのような仕組みを検討している有志の方もいらっしゃいます。ですが、タクシー会社や関係各所との調整やサービス、住み分けを考えると、地域を統括する旗振り役の存在というのは必ず必要になってくるのではないかと感じています。

技術の進歩は目覚ましいもので、少し話はそれるんですけども、レストランでロボットが料理の配膳をする光景、5年前に想像できましたでしょうか。今もうすごく当たり前の社会となっています。同じようにAIの自動運転バスが走り、行きたい所に、行きたいところに行ける技術というのは、あっという間に整備されていくと思います。まだまだ先だと思っただけは、時代に取り残されてしまうのではと危機感を覚えております。

現在、板野町は「住み続けたい街」にランクインをしていると思います。今後、住み続けたいかどうか検討する際に、地域公共交通の利便性の高さというのは、必ず判断材料に入ってくると思います。まずは、周辺地域の視察なども予定はないとお伺いしましたが、我々も個人的にでも視察に行って今後、町のためにお勉強を続けていきたいなと思います。是非、交通弱者が取り残されることがないように今後も御検討をよろしくお願いいたします。

引き続きまして、二つ目の質問に移ります。二つ目の質問は「太陽光発電設備等の設置を規制する単独条例について」です。現在、羅漢地区の山林で太陽光発電の開発計画が進行しています。開発予定地は、ハザードマップ上、問題のないエリアですが、付近には、かつて土砂崩れが発生した

場所があり、住民の皆様からは、この開発に対し非常に高い不安の声が上がっています。

しかし、板野町の現行の条例では1, 000㎡以上3, 000㎡以下の開発は、崖の掘削や盛土など規則に定められた土地の形質変更を行わないものに対しては町の許可を必要としないため、住民の不安を解消することなく開発が進みつつあります。条例に抵触しない^{はんちゅう}範疇の開発に対しては、地域住民の不安を解消する手だてが残念ながらありません。このような状況に対し、全国での動向を調べてみると、平成26年に大分県由布市が太陽光発電設備等の設置に関する単独条例を制定しました。その後、この動きは全国各地に広がり、令和6年12月現在で300を超える条例が制定されています。これらの条例のポイントは1、事業者が事前に住民の意見を聴取し、開発計画の影響を慎重に評価すること。2、土砂災害のリスクや自然環境への影響を最小限に抑えるための対策を講じること。3、景観への影響も配慮することなど、届出・協議・確認・同意・許可・認定・禁止などの手続や立地の規制に関する内容です。開発が進んでいく中で、マイナスの影響を地域に及ぼさないよう住民との対話を進めながら安全かつ持続可能な開発を進めるための検討事項が定められています。

そこで、お伺いします。板野町でも全国の事例に倣い、町民の暮らしや自然環境の保全を目的とした条例を制定してはどうでしょうか。御答弁よろしく願いいたします。

○議長（水口昭彦君） 毛登山建設課長。

〔建設課長（毛登山 悦雄君）登壇〕

○建設課長（毛登山 悦雄君） 2番藤田千穂議員さんの「太陽光発電設備等の設置を規制する単独条例について」の御質問に対して、御答弁をさせていただきます。

太陽光発電設備に関する条例については、災害の防止・生活環境の保全・自然環境の保護及び景観に配慮することを目的として、県外自治体において制定されているところが見受けられます。

現在、板野町内にて太陽光発電施設等を設置する場合は、土地開発指導要綱に基づいて事前協議届出書の提出を受け審査をし、土地開発等土木工事の適正な執行に関する条例及び施行規則による工事の許可が必要であれば、土地利用対策審議会にて審査をし、周辺環境の保全・災害の防止を図っております。条例において許可が必要となる案件については1, 000㎡以上で、規則に定められた土地の形質の変更を伴う場合であります。

太陽光発電施設の設置に関する条例を導入している自治体においては、面積要件を低く設定するところ、また、抑制区域を設定する等がありますが、一方で、太陽光発電は環境に負荷を与えない再生可能エネルギーの一つとして国が導入を促進している状況であり、それを抑制するとも考えられますので、現在は、太陽光発電設置に限った条例の制定は考えておりません。

以上で、2番藤田千穂議員さんの御質問に対する御答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 2番藤田議員。

〔2番（藤田千穂君）登壇〕

○2番（藤田千穂君） 御答弁ありがとうございました。条例の制定は、予定にはないということ

で大変残念ではあります。先ほどのお話の中に「環境に負荷を与えない。」という言葉があったかと思います。このキーワードを基に国も太陽光発電を推奨しているというところではあるんですけども、太陽光パネルに関しては昨今、処分問題というのも懸念されています。使用期限を過ぎた後にそのまま放置したり、そのまま事業者が連絡が付かなくなったり、というような話も全国的に聞こえてきます。全国で単独条例が制定され始めた経緯というのが、いわゆるこうした地元とのトラブルであったり、とてもきれいな景観を太陽光発電メガソーラーが壊してしまっている。

例えば、釧路湿原であったりとか、景観の美しい所が太陽光発電のパネルで景観を壊してしまうというところが問題であったりということもあるかと思います。板野町も地域ごとに自然環境がとても豊かな町だと感じております。条例制定はないということですが、太陽光発電、そういった問題をはらんでいるということを留意していただきたいなと思います。

現在進行中の開発工事を差し止めることは難しいのですが、地域住民の皆さんとコミュニケーションを取りながら、今後サポートもしていければと思っております。同様に、地域住民が不安を抱えたり、板野町の美しい自然が乱開発されることがないように、建設課においても引き続き、太陽光発電の開発については御留意いただければと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（水口昭彦君） 玉井町長。

[町長（玉井孝治君）登壇]

○町長（玉井孝治君） ただいま、藤田千穂議員さんの質問ということであったわけでございます。この「太陽光発電設備等の設置を規制する単独条例」ということで御質問であったわけでございますけれども、その単独条例というのでなしに先ほど申し上げました、土地開発等土木工事の適正な執行に関する条例及びこの施行規則による工事の許可、というような、その中でいわゆる太陽光発電ということで、その部分ということで、いわゆる改正ということもできるわけでございます。

太陽光発電ということになりますと、板野町で太陽光発電ができないですよという、そういった、おそれがあるわけでございます。今、板野町では54haが太陽光発電があるわけでございます。そして、やはり固定資産税、我々の資本となる固定資産税も非常に多く頂いているわけでございます。ですから、羅漢地区で今、問題となっておることも、私自身も承知をしているわけでございますけれども、やはりこのところで自然を壊さない、そういったことを逆にこの中で取り入れていけたら、というふうなことを考えております。これについては検討をさせていただきたいと思います。

そして、先ほどもいろいろとお聞きしましたら、視察ということもあったわけでございます。デマンドバスということで、その中では御承知かどうか分かりませんが、板野町は、あさんライブミュージアムというので、いわゆる板野から土成町までバスを走らせておりました。その中で非常にいわゆる重荷になった例もあるわけでございます。ですから、私どもとしては、デマンドバスというのは少し後へ引いておるような状況となっているわけでございます。

しかしながら、先ほどの研修というのは、やはり議会の方でそういったことも提案していただい

て、議会議員さんがいわゆる、そういう視察、あるいは我々も町も一緒に同席もさせていただいて、そういったことも可能でないかなということも思いますので、それはまた、それぞれの議長さんにお話しただいたら、それぞれ予算も計上させていただいておりますので、その中で対応ができるのでなかろうかと思っているところでもございます。私どもにつきましては、やはり現時点でということでの答弁をさせていただいたわけでございますので、御理解をお願いしたいと思っております。以上で、再問ではないんですけれども、私のそれぞれ今の感じということでお話をさせていただきました。これは、あくまでも行政に大変重要なことであるということで、私はいわゆる藤田千穂議員さんに再問はなかったんですけれども、再問という形で答弁させていただきます。

○議長（水口昭彦君） 2 番藤田千穂議員。

〔2 番（藤田千穂君）登壇〕

○2 番（藤田千穂君） 町長さん直々の御答弁、大変ありがとうございます。最初、御答弁頂いた時にちょっと落ち込んだんですけど、これからコミュニケーションを取りながら進めていくことが大切なのかな、という印象を受けて、少し前向きに取り組んでいけるのかなというところで議会からの御提案というところで、これから進んでいければと思っております。

太陽光の問題に関しても、板野町で太陽光発電を作ってほしくないというところが問題なのではなくて、地域住民とコミュニケーションを取りながら進めるというところがこの条例の一番肝なのかなと思っております。景観に関しても、例えば、ここは板野町のこれから、もしかしたら景観として売りになる場所、自然が売りになる場所というのも私自身この景観は美しいなと感じている場所もあります。そういった形で完全に固定資産税を頂いていて、それがやっぱり町の原動力になっている、一つになっているというのも事実だと思いますので、地域とコミュニケーションを取りながら守るべきものは守りながら進めていければいいのかな、と感じます。

今後とも、コミュニケーションをしっかりと取らせていただいて進めていければと思います。御答弁ありがとうございます。

○議長（水口昭彦君） 以上で、2 番藤田千穂議員の一般質問は終わりました。

ここで10分間、休憩します。

午前11時05分 休憩（消毒作業）

~~~~~

午前11時15分 再開

○議長（水口昭彦君） 休憩前に引き続き、再開します。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 引き続き、一般質問を行います。11番石田 実議員。

〔11番（石田 実君）登壇〕

○11番（石田 実君） それでは早速ですが、一般質問をさせていただきます。今回も何点か質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。まず始めに「会計年度任用職員の処

遇改善について」であります。もともと、会計年度任用職員制度が導入される前は、一般的に臨時職員、非常勤職員などと呼ばれていた職員ですが、地方公務員法の改正によって会計年度任用職員と名称も変わり、一定の処遇と身分も法に基づくものとなっております。この会計年度任用職員数、本町では職員全体の約半数にもなっています。この会計年度任用職員の多くは、常勤職員と同様の仕事を行い、住民に寄り添い、住民サービスに寄与していると思っております。

しかしながら、常勤職員と比較しますと職に格差があるのではないかと思います。先ほども言いましたが、任用職員の多くはパートタイムとなっています。そうしたことから、雇用形態は不安定になっているのではないかと、これも思われます。

そこで、質問をさせていただきます。その１点目は、会計年度任用職員の任用期間の継続について、どうなっているのか、始めにお聞きをしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 高橋総務課長。

〔総務課長（高橋三恵君）登壇〕

○総務課長（高橋三恵君） １１番石田 実議員さんの御質問の「会計年度任用職員の処遇改善について」の１点目の御質問に答弁をさせていただきます。

会計年度任用職員の任用期間につきましては、総務省から示されておりますとおり、任用の日から同日の属する会計年度の末日、３月３１日までの期間となっております。また、継続に関しましては、任用職員に対し、年度末に意思確認を行い、次の年度に向けて新たに申請書を提出していただき、選考により任用の可否を決定し、任用期間につきましては、先ほど申し上げましたように、会計年度の末日までの任用でございます。

以上で、１１番石田 実議員さんの質問の答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） １１番石田議員。

〔１１番（石田 実君）登壇〕

○１１番（石田 実君） ということは、年数に限りがあるということでしょうか。例えば、期限をもちろん１年間区切ったとして、その再度、採用するんに制限があるということになるのでしょうか。３年の候補とか何かいわれておりますが、ここら辺どういうことになっているのでしょうか。

再度、お聞きします。

○議長（水口昭彦君） 高橋総務課長。

〔総務課長（高橋三恵君）登壇〕

○総務課長（高橋三恵君） １１番石田 実議員さんの再問に対する答弁とさせていただきます。

「年数に限りがあるのか。」という御質問であったかと思いますが、年数に限りがあるものではなくて、年度ごとの任用にはなりますが、継続で何年も続けて来ていただいている会計年度任用職員もおります。本町では、雇止めとかいうことは行っておりませんので、選考により継続の方につきましては選考による任用とはなりますが、引き続き、来ていただくことは可能となっております。

以上で、石田 実議員さんの再問への答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 11番石田議員。

〔11番（石田 実君）登壇〕

○11番（石田 実君） 年数には制限がないということで理解をしました。

次に2点目は、給与など遡及について、どうなっているかということです。公務員給与の仕組みは、御承知のように人事院が発表する職員の給与に関する勧告に基づいて決められております。その給与の改定で民間との給与格差が出た場合、それを4月に遡って調整されます。そのことを遡及としております。そこで、お聞きをいたしますが、会計年度任用職員についても正規職員と同じように遡って調整額が支払われるというふうに思っておりますが、その遡及について、どうなっているのかお聞きをしたい。答弁よろしくをお願いします。

○議長（水口昭彦君） 高橋総務課長。

〔総務課長（高橋三恵君）登壇〕

○総務課長（高橋三恵君） 11番石田 実議員さんの御質問の「会計年度任用職員の処遇改善について」の2点目の御質問に答弁をさせていただきます。

人事院勧告に伴う正規職員の給与改定が行われたことから、会計年度任用職員の給料表につきましても今議会におきまして、4月以降の給料表の改定について上程をさせていただいているところでございます。会計年度任用職員の人事院勧告等に準ずる給与改定の遡及についてでございますが、地方公務員法において遡及についての義務付けはされておられません。本町では実施していません。

以上で、11番石田 実議員さんの御質問の答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 石田議員。

〔11番（石田 実君）登壇〕

○11番（石田 実君） 「義務付けは、ない。」というふうなことをおっしゃいましたが、令和5年5月2日付けの総務省自治行政局公務員部長が各都道府県知事や、各指定都市市長・各人事委員会委員長宛てに「会計年度任用職員制度の適正な運用について」通知が出されております。それは「常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与に係る取扱いについて」という文書であります。この文書の中で「各地方団体におかれましては、職員の給与に関する条例等の改正により常勤職員の給与が改定された場合は、会計年度職員の給与は、当該常勤職員の給与に準じて改定することを基本とするよう、お願いします。」と、こうなっております。

また、この通知は、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、本通知の情報提供を行っているといえます。こうしたことを踏まえまして、会計年度任用職員について、常勤職員と同様に4月から遡って私は給与改定をすべきと思っておりますが、再度、再問しますので、答弁をお願いします。

○議長（水口昭彦君） 東根副町長。

〔副町長（東根弘幸君）登壇〕

○副町長（東根弘幸君） それでは、私の方から11番石田 実議員さんの再問に答弁をさせてい

ただきたいと思います。

衆議院の答弁の本文上というものの中でも「会計年度任用職員の給与について、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定することを義務付けることは考えていない。」ということも明記をされておりますが、また、近隣町におきましても遡及については実施をしておらず、今後においても遡及の予定はございません。

以上で、１１番石田 実議員さんの再問への答弁とさせていただきますと思います。

○議長（水口昭彦君） １１番石田議員。

〔１１番（石田 実君）登壇〕

○１１番（石田 実君） 「遡って支給することは、考えていない。」という答弁であったかと思うんですが、それは副長が言われたように何年度の通達であるかということも、ちょっと聞きたいと思うんですが、これは令和５年の５月２日付けで、そういうことが既に発表されております。

再問できませんので、最後にちょっと付け加えておきますと「独立行政法人労働政策研究・研修機構」が今年１月１５日付けで、ネットで公表していることがあります。内容は、自治労連が会計年度任用職員の状況を調査した結果を公表しております。この調査は、昨年１０月から１２月に掛けて行われております。回収できた４８４自治体の回答をまとめたものです。その遡及について「４月から遡及改定」とした自治体が７９．３％、「遡及せず２０２５年度から改定」は１３％、「改定しない」との回答は２．１％となっております。回答した自治体が圧倒的に遡及することを選んでおります。国も「常勤職員の給与に準じて改定することを基本とする。」ということの通達も出ております。こうしたことから、早い段階で検討していただき、格差が生じないようにしていただきたいと思います。それでは、次に行きます。

次は、３点目は、会計年度任用職員の病気休暇・特別休暇について、どうなっているのか。という質問であります。さきの国会で「改正国家公務員育児休業法」が全会一致で成立したのを受けて、総務省は昨年１２月２日付けで自治体に対し、やはり通知を出しております。この中で「非常勤職員の病気休暇について有休化すること、また、非常勤職員の休暇の見直しなどについて、令和７年４月１日より適用すべき例規、条例ですが、例規の改正など、所要な措置を講じていただきたい。」旨の通知が出ております。こうした法改正が行われるに伴い、自治体は対応していかななくてはならないと思います。こうしたことを踏まえまして、質問するわけではありますが、会計年度任用職員の病気休暇・特別休暇も、どうなっているのかお聞きをしたい。答弁よろしくをお願いします。

○議長（水口昭彦君） 高橋総務課長。

〔総務課長（高橋三恵君）登壇〕

○総務課長（高橋三恵君） １１番石田 実議員さんの御質問の「会計年度任用職員の処遇改善について」の３点目の御質問に答弁をさせていただきます。

まず、会計年度任用職員の休暇の種類についてでございます。会計年度任用職員の休暇につきましては、年次有給休暇・特別休暇・介護休暇がございます。御承知の年次有給休暇につきましては、

１年度ごとにおける休暇とし、１週間の勤務日数又は１年間の勤務日数に応じて付与されるもので、２０日を限度としております。

次に、特別休暇でございます。特別休暇には、有給となる場合と無給となる場合がございます。町の定めにより有給と認められるものにつきましては、会計年度任用職員が選挙権、その他公民として権利を行使する場合、親族が死亡した場合で、配偶者の場合は１０日、父母の場合７日、職員が結婚する際の行事等で連続７日間の範囲内で特別休暇、感染症により勤務しないことがやむを得ない場合、更には令和４年１月からは休暇の新設・有給化を講じておりまして、不妊治療のための休暇、出産に伴う産前産後８週間、配偶者の出産休暇などが追加されております。

次に、無給となる休暇でございますが、要介護者の世話をを行う場合、職員が負傷又は疾病のための療養などがあります。

以上で、１１番石田 実議員さんの質問の答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 石田議員。

〔１１番（石田 実君）登壇〕

○１１番（石田 実君） いろいろ答弁を頂きました。正職員と比べて今の特別休暇あるいは病気休暇について格差があるのかどうかというのを再問したいと思います。これも総務省が出した昨年１２月２日、１２月というとまだ新しいわけではありますが、一例ですが「仕事と生活の両立支援の拡充」の項で、子の看護休暇の対象となる子の範囲を、小学校３年生までの子に拡大する。子の行事参加（入園・入学・卒園式）や感染症に伴う学級閉鎖等にも利用できるよう、取得事由を拡大する。また、非常勤職員の子の看護休暇の取得要件並びに同様の取得要件を定め、出生サポート休暇・配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得要件を緩和し、任期の短い非常勤職員も採用当初から、これらの休暇を取得可能とする。と、こうなっております。

これらを踏まえて、会計年度職員が病気休暇や特別休暇など取得できるように、今言った国が出した通達といいますか、通知によるところにあるんですが、これと格差があるのかどうか、というのをちょっと再問したいと思います。

○議長（水口昭彦君） 東根副町長。

〔副町長（東根弘幸君）登壇〕

○副町長（東根弘幸君） １１番石田 実議員さんの再問につきまして、御答弁をさせていただけたらと思います。御質問の内容といたしましては、特別休暇につきまして、正規職員また会計年度任用職員との格差があるか、ないかということと思って答えをさせていただきたいと思います。

当然、私どもに関しましては、認識といたしまして当然、正規の職員、それから会計年度の職員につきましても格差はございません。と、いうことで認識をいたしております。以上でございます。

以上で、１１番石田 実議員さんの再問の答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） １１番石田議員。

〔１１番（石田 実君）登壇〕

○11番（石田 実君） 格差はないということで理解してよろしいでしょうか。はい、わかりました。通知どおりということであります。最後に一つ付け加えておきますと、この会計年度任用職員について、それは令和6年12月27日に出された「総務省自治行政局公務員部長」から、各関係機関に対して情報を提供しているとしております。

通知は「会計年度任用職員の適正な運用等について」であります。この内容を少し説明をしますと、常勤職員の給与が改定された場合における会計年度任用職員の給与について、改定の実施時期を含め、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とし、適切に対処すること。「適切な勤務時間の設定」では、会計年度任用職員の勤務時間について、その職務の内容や標準的な職務の量に応じた適切な時間、勤務時間を設定することが必要であり、例えば、フルタイム勤務とすべき標準的な業務がある職について、パートタイム会計年度任用職員として位置づけること自体を目的として、勤務時間帯をフルタイムよりわずかに短く設定することは適切ではない。ということが通知でいわれております。そうしたことから、あらゆる角度から検討していただいて、法に沿った処遇の改善をお願いしたいというふうに思います。

それでは、最後になりますが「補聴器の助成について」であります。その1点目は、非課税世帯に対して、補聴器の購入に助成金を出してはどうか。と、こういう質問であります。前にも何回か質問していますが、今回は補聴器が認知症予防にどれだけ有効かを考えてみたいと思います。令和6年12月に発行されました現代医学雑誌の中で、難聴が認知症に及ぼす影響について、特集記事として内容が発表されております。

少し紹介をしますと、最新の認知症介入ケア国際委員会の報告において、依然として難聴は認知症の最大のリスク要因であることが示されている。生涯を通じた認知症リスク低減のため、難聴の予防や難聴対策を取ることが進められています。そこで、補聴器の効果は、補聴器使用と認知機能低下の横断的関連のメタ解析で、メタ解析というのは、過去にも実施された複数の研究結果を統合して解析するという統計手法であるそうです。補聴器使用者は、非使用者に比べて認知症機能低下リスクが19%軽減したと報告しております。

また、補聴器群と対照群を3年間にわたり追跡評価した米国の無作為化対照比較研究からは、認知症リスクの高いグループでは、補聴器介入により3年後の全般的な認知症機能低下が48%抑制されたことが示されたということです。難聴は、高齢期には有病率が高くなる難聴対策補聴器使用の推進は、認知症リスク低減の観点からも一層、啓発が必要な領域であるとしております。そういった医学的観点からも、補聴器が認知症予防につながるものと考えております。

よって、非課税世帯に補聴器購入に補助金を出してはどうか。と、こういう質問でありますので、答弁お願いいたします。

○議長（水口昭彦君） 楠本福祉保健課長。

〔福祉保健課長（楠本 剛君）登壇〕

○福祉保健課長（楠本 剛君） 11番石田 実議員さんの質問事項の2「補聴器の助成について」

「住民税非課税世帯に対して、補聴器の購入の補助金を出してはどうか。」との御質問に対し、答弁をさせていただきます。令和6年6月議会に引き続き、御質問を頂きました。

補聴器の購入助成につきましては、県内自治体でも初めて導入する自治体があるなど、全国的にも少しずつ増えている状況にあるようです。聞こえにくさは、軽度難聴・中等度難聴・高度難聴・重度難聴と大きく分かれるようですが、70dB以上の音が聞こえにくい高度難聴・重度難聴の方は、障害者手帳を取得していただき、通常1割の自己負担となりますので、補聴器を御購入いただきたいと思います。聴力40から70dBまでの音が聞こえる中等度難聴で、電話の声が聞きづらいなどの方についての補聴器の購入補助につきましては、証明書の作成費用、補聴器の利用状況、補聴器の金額、また、種類によつての違いなど導入町の状況も教えていただきながら、今後とも検討課題としてまいりたいと思いますので、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で、11番石田 実議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 11番石田議員。

〔11番（石田 実君）登壇〕

○11番（石田 実君） 今後の検討課題というふうなことでありますが、もう既に御承知のように、加齢年齢は40歳から始まりまして、65歳から74歳までには、もう3人に一人が上がり、75歳以上は約半数にも難聴に悩んでいるといえます。そうしたことから難聴になりますと、相手とのコミュニケーションが取りづらくなったり、だんだんと孤立化していくようになります。孤立化することによって、認知機能にも大きく影響を及ぼすことになります。やはり、予防の観点から補聴器購入に是非、補助をしていただきたいと、このように思っております。

前回、質問した「補聴器、補助について」であります。先ほども助成が徐々に増えているということでありましたが、市町村は23年12月1日時点で237か所ございました。今回、2024年12月1日時点では309自治体ですから、1年間で153か所増えたことになります。また最近、徳島県でも上板町・神山町と一気に2か所も増えました。上板町は、既に報道されているように、65歳以上対象に保険適用がない補聴器購入の事業費として30万円を計上しております。是非、本町でも補聴器購入の助成を考えていただきたい。検討課題ということですが、再度、質問しますので、是非、早急に検討課題として、金額的にも本当に非常に少ない金額であります。要項とか規則で定めればいいわけなので、是非、検討していただきたいと思うんですが、再度、質問をしますので、お願いします。

○議長（水口昭彦君） 玉井町長。

〔町長（玉井孝治君）登壇〕

○町長（玉井孝治君） 11番石田 実議員さんの再問に答弁を申し上げさせていただきたいと思っております。この補聴器の問題でございますけれども、いろいろと他の自治体でもいわゆる多く、これから取り組んでいくのではなかろうかと思っているところでございます。

先ほどの担当課長の中では「検討課題とさせていただきます。」ということで答弁をさせていた

だいたんですけれども、私自身、認知症の影響、そして更には、高齢者のコミュニケーションということは、承知はしておるわけでございますけれども、やはり健康寿命を守っていくということで、今ここで決断をしたわけでございますけれども、近い将来と言ってますが、後半ということで、これから検討していこうということを考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。１０月ぐらいから検討ができるのではなかろうかと思っております。予算も当然、必要となるわけでございますけれども、その点どうかよろしくお願い申し上げたいと思います。いわゆる１０月から、この補聴器のいわゆる補助ということで６５歳以上です。高齢者の方ということで、そういった形でやらせていただこうと思っておりますので、御理解賜れたらと思います。以上です。

○議長（水口昭彦君） １１番石田議員。

〔１１番（石田 実君）登壇〕

○１１番（石田 実君） ありがとうございます。１０月頃からというふうなことで、御答弁を頂きました。一応これで、私の質問を終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。

○議長（水口昭彦君） 以上で、１１番石田 実議員の一般質問は終わりました。

小休します。

午前１１時４５分 小休（消毒作業）

~~~~~

午前１１時４５分 再開

○議長（水口昭彦君） 再開します。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 引き続き、一般質問を行います。６番三原大輔議員。

〔６番（三原大輔君）登壇〕

○６番（三原大輔君） では早速、一般質問、始めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。一つ目です。「道の駅いたの併設移動式水素ステーションについて」お聞きしたいと思います。この水素ステーション、今一度、どのようなものか、あえて説明しますと、水素で走る自動車に水素を充填する施設のことで、一般的なガソリン車でいうガソリンスタンドのようなものです。この水素ステーションに関していえば、水素自動車しか利用することができません。

では、なぜこのような水素自動車しか使えない施設が板野町にあるかといいますと、道の駅「いたの」を設立する際に、地方創生特区事業の新規性・先進性の高い取組であることを目標に未来志向型の道の駅として、どのような取組をしようかと検討した結果、当時、徳島県が打ち出していた「徳島県水素グリッド構想」に着目し、徳島県と東亜合成株式会社・板野町で協力してカーボンニュートラル社会に先駆け、水素エネルギー普及の実現に向けてやっていこうじゃないかと決めて、板野町が作りました。作ったといっても、このステーションは移動式ということで、道の駅「いたの」を利用したことがある町内の皆さんなら一度は目にしたことがあるかもしれませんが、道の駅の隣のスペースに大型トラックが止まっているだけで、一見するとガソリンスタンドのようなもの

ではありません。東亜合成株式会社が所有する水素充填設備を積んだトラックが水素自動車に水素を充填するため、板野町まで水素を運んできています。

話は飛びますが、「水素エネルギー社会の実現」「脱炭素社会」「カーボンニュートラル」ちなみに「カーボンニュートラル」とは、温室効果ガスの排出量と吸収量を差引きゼロにすることで、地球温暖化対策の世界共通の目標ですが、目標としては本当に素晴らしい、正に未来志向型な考え方です。以前、私が行った一般質問でも、板野町は、「持続可能な社会の実現、水素エネルギーの普及のため、この水素ステーションを設置した。」と答えていただきました。考えてみれば、今年7月から板野町は家庭ごみを毎日、大型トラックで山口県まで運びます。どんだけ温室効果ガスが出るんだとか、排気ガスがバンバン出るようなことがふと頭をよぎったりするんですけども、それはさておき、板野町は道の駅「いたの」のコンセプトを未来志向型の考えのもと、水素ステーションの運営をしております。考え方は本当に素晴らしいんですが、実は全国的に見て、この水素ステーション、ここ最近、全く普及が進んでおりません。2023年1月に全国に163か所あったステーションは2024年9月段階で157か所に減っています。水素ステーションの整備が遅れている主な理由は、設置費用・運営費用ともに高額であることで、水素を安全に保管する高圧タンクがめちゃくちゃ高コスト、標準的なステーションを設置しようとする5億円は下りません。また、運営コストも一般的な水素ステーションだと年間4,300万円と高額ですので、水素自動車が普及して利用者がいっぱいいないと赤字に陥り、運営が成り立ちません。

しかし、その水素自動車も高額であり、庶民には手が出せない金額設定です。以上のことから、水素自動車の普及は停滞しており、先行き不透明な取組のように感じます。そこで、気になるのは、板野町がこの先、水素ステーションの運営をどうするかということです。私は現状を考えると、閉鎖もやむなしと思うのですが、しかし、板野町として真剣に水素エネルギー普及を目指すのであれば、綿密なマーケティングとそれに沿った計画が必要です。

そこで、質問です。徳島県水素グリッド構想との連携及び今後の方向性について教えてください。答弁よろしくをお願いします。

○議長（水口昭彦君） 毛登山建設課長。

[建設課長（毛登山 悦雄君）登壇]

○建設課長（毛登山 悦雄君） 6番三原大輔議員さんの「道の駅いたの併設移動式水素ステーションについて」の1点目の御質問について、御答弁をさせていただきます。

「徳島県水素グリッド構想」につきましては、平成27年10月に究極のクリーンエネルギー「水素」の導入の活用を図る目的で策定されましたが、現在は令和6年3月に策定された「徳島県GX推進計画」の中に盛り込まれる形となっており、その中で水素エネルギーについては、脱炭素効果を始め、多様な意義をより一層、県民に体感・実感してもらえよう、有効な普及啓発活動を推進することとなっております。

水素エネルギーは、脱炭素社会に向けてクリーンエネルギーとしては、必要不可欠なものであり、

水素自動車の普及状況については、まだまだ課題はありますが、近年の技術開発、時代のニーズ等により普及拡大していくことを期待を寄せているところであり、板野町といたしましても、水素の活用がカーボンニュートラルのキーテクノロジーであると捉え、脱炭素をめぐる昨今の国際情勢や国・県の環境に配慮したカーボンニュートラルの実現に向けた取組の一端を担うものとしています。今後についても、徳島県等とともに、水素エネルギーを身近に感じていただくよう、普及拡大に向けた啓発等の取組について、連携していくことと考えております。

以上で、6番三原大輔議員さんの御質問に対する御答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 6番三原議員。

〔6番（三原大輔君）登壇〕

○6番（三原大輔君） 今の答弁ですと、世間一般的にいう経営戦略的には、ちょっと具体化されていないような気がします。例えば、ニーズ調査とか、そのあたりをやっていくつもりはあるのか聞いてみたいので、再質問させていただきます。

○議長（水口昭彦君） 毛登山建設課長。

〔建設課長（毛登山 悦雄君）登壇〕

○建設課長（毛登山 悦雄君） 6番三原大輔議員さんの再問について、御答弁をさせていただきます。今、説明させていただきました、この「徳島県GX推進計画」については、化石エネルギー中心の産業・社会構造をクリーンエネルギー中心の構造に展開していく経済社会システムの全体の改革への取組となっており、この計画については、令和10年度までの5年間の計画となっております。今後の方向性につきましては、道の駅「いたの」を中心とした次世代エネルギーを備えた未来志向型の施設として活用してまいりたいと考えております。

以上で、6番三原大輔議員さんの再問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 6番三原議員。

〔6番（三原大輔君）登壇〕

○6番（三原大輔君） 徳島県が出している「GX推進計画」なんですけど、以前、平成27年10月から作っていた「徳島県水素グリッド構想」は、ここのGX推進計画に統合されたんですけど、その統合された中で水素エネルギーの普及についての文言、これ3行しか書かれてないんです。これまであったものが3行に集約されてしまいまして、これ読むと、「地域資源である水素エネルギーについて、脱炭素効果を始め、多様な意義をより一層、県民に体験・実感してもらえるよう、有効な普及啓発策を戦力的に推進します。」と書いてあるだけで、全然具体もされていません。

ちなみに、徳島県内にある水素ステーションは閉鎖されています。それと、令和7年度の予算に水素ステーションの設置の補助金も計上されていないと言っていました。これは、やっぱり県も、もしかしたら水素普及に向けた構想というのは縮小しているのではないかと私も考えております。これはコメントです。続いてです。

次に、「水素ステーションの現在の稼働状況と毎月の利用状況について」お聞きします。答弁よ

ろしくお願いします。

○議長（水口昭彦君） 毛登山建設課長。

[建設課長（毛登山 悦雄君）登壇]

○建設課長（毛登山 悦雄君） 6番三原大輔議員さんの「道の駅いたの併設移動式水素ステーションについて」の2点目の御質問について、御答弁をさせていただきます。

この水素ステーションにつきましては、令和3年11月より仮営業、翌年の令和4年4月より本営業を開始しております。営業時間については、毎週金曜日・土曜日・日曜日の週3日間の営業となっており、時間については、午前10時から午後2時までの営業時間となっております。

利用状況につきましては、令和6年4月からの回答をさせていただきます。令和6年4月は2台、5月3台・6月4台・7月2台・8月12台・9月5台・10月8台・11月14台・12月10台・1月が3台、合計1月末現在で63台の利用状況となっております。

以上で、6番三原大輔議員さんの御質問に対する御答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 6番三原議員。

[6番（三原大輔君）登壇]

○6番（三原大輔君） 延べですね。

○建設課長（毛登山 悦雄君） そうですね。

○6番（三原大輔君） 10か月で63回の利用、月平均6回ですか。水素エネルギーの普及を目指すということで、この利用状況は町としては満足な数字なんではないでしょうか。ちょっと、そのあたりどう考えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（水口昭彦君） 毛登山建設課長。

[建設課長（毛登山 悦雄君）登壇]

○建設課長（毛登山 悦雄君） 6番三原大輔議員さんの再問について、御答弁をさせていただきます。この水素ステーションについては、南海トラフ地震等の災害発生時にエネルギーの供給拠点となること及び県内外からの関係人口の増加が見込まれ、板野町が地球環境への取組の一端を担うことにより、本町の発展につながることであり、政府の戦略的な水素ステーション整備により、水素ステーションが増加してユーザーの利便性が向上することによりF C V車所有者が増加し、本町の水素ステーションの利用率が増加するものと考えております。

先ほども説明させていただきましたが、本年度の利用状況は昨年度と比較して、同時期と比較したら2.3倍程度に増加している状況でございます。

以上で、6番三原大輔議員さんの再問に対する御答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 6番三原議員。

[6番（三原大輔君）登壇]

○6番（三原大輔君） 2倍程度に増えているから満足かなということですね。わかりました。

続いて、「水素ステーションの管理運営に関する協定書について」お聞きします。板野町の水素

ステーションの年間負担金額は、おいくらですか。答弁よろしくお願いします。

○議長（水口昭彦君） 毛登山建設課長。

〔建設課長（毛登山 悦雄君）登壇〕

○建設課長（毛登山 悦雄君） 6 番三原大輔議員さんの「道の駅いたの併設移動式水素ステーションについて」の 3 点目の御質問について、御答弁をさせていただきます。

令和 2 年 1 2 月 1 5 日に東亜合成株式会社と結んだ覚書により営業開始年度の令和 3 年 1 1 月から令和 9 年度末までの運営経費の一部として年 1, 1 5 0 万円を板野町が負担することとなっております。以上で、6 番三原大輔議員さんの御質問に対する御答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 6 番三原議員。

〔6 番（三原大輔君）登壇〕

○6 番（三原大輔君） 板野町の負担金は年間 1, 1 5 0 万円というのを踏まえた上で、先ほどの件数って本当に見合ってますか。再質問です。

○議長（水口昭彦君） 毛登山建設課長。

〔建設課長（毛登山 悦雄君）登壇〕

○建設課長（毛登山 悦雄君） 6 番三原大輔議員さんの再問について、御答弁をさせていただきます。道の駅「いたの」水素ステーションについては、次世代エネルギーを備えた未来志向型の施設として有効活動することにより、負担額については適正と考えております。

以上で、6 番三原大輔議員さんの再問に対する御答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 6 番三原議員。

〔6 番（三原大輔君）登壇〕

○6 番（三原大輔君） 私は、説明を聞いた中でも、上で適正金額だとは思っておりません。年間月平均 6 件程度ですよ。これは非常に無駄な経費が掛かっているのではないかなと私は考えています。次に、水素ステーションの質問の最後なんですけど、協定書に書かれている協定期間について、お聞きしたいと思います。答弁よろしくお願いします。

○議長（水口昭彦君） 毛登山建設課長。

〔建設課長（毛登山 悦雄君）登壇〕

○建設課長（毛登山 悦雄君） 6 番三原大輔議員さんの「道の駅いたの併設移動式水素ステーションについて」の 4 点目の御質問について、御答弁をさせていただきます。

協定期間につきましては、営業開始、令和 3 年 1 1 月 1 日から令和 9 年 3 月までとなっており、それ以降の協定期間については、両者協議の上、定めるものとなっております。

以上で、6 番三原大輔議員さんの御質問に対する御答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 6 番三原大輔議員。

〔6 番（三原大輔君）登壇〕

○6 番（三原大輔君） このままの現在の利用状況だったら、私は契約更新する必要はないんじゃない

ないかなというふうに考えているんですけど、町の今後のことに関する部分で令和３年１１月から令和９年３月までということで、これ以降の更新、町の方針なんですけど、正直ぶっちゃけていうと、町長が今後また次、選挙が８月にあつて、８月以降も続投するのかなのか、僕は全然情報とか全く入ってこないし、今回この質問させてもらうに当たって、令和９年３月以降の更新について、町がどう考えてるのかっていうことも、町長が続投したら町長が考えるんでしょうけど、この辺りもどう考えてるのかっていうのをすごいモヤモヤしてるんですよ。

だから、その辺りはっきり、そろそろ言っていきたいなとかっていうふうに思うんですけど、そろそろ、この次の続投するのか、それと令和９年３月以降の協定をどのように考えているのかという質問させていただきたいんですけれども。

○議長（水口昭彦君） 今の質問事項、町長の進退についての質問は一般質問で含まれていませんので、受け付けできません。

○６番（三原大輔君） わかりました。

令和９年３月以降どうするのかというのをお答えいただきたい。

○議長（水口昭彦君） 玉井町長。

〔町長（玉井孝治君）登壇〕

○町長（玉井孝治君） ６番三原大輔議員さんの再問に答弁をさせていただきたいと思います。

営業開始から１１月１日からということで令和９年３月末までとなっており、あと２年となっておるわけでございますけれども、それにつきましては当然、いわゆる利用状況はいわゆる６３台とか、そういったことで、しかしながら、これは未来志向型の道の駅ということで、一つのやはりＥＴＣ２．０ということで、そういった形で他のよその県外車も道の駅に降りてくれるわけでございます。そういったことをこれから、いろいろと調査もさせていただいて、これからどうするかというのを検討はしていこうと考えておりますので、御理解賜れたらと思っております。

以上で、６番三原大輔議員さんの再問に答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） ６番三原大輔議員。

〔６番（三原大輔君）登壇〕

○６番（三原大輔君） 環境のことを町全体で考えるというのは、非常に大切なことだと思います。

けれども、それと同時に、町の財政、予算をどのように使うか、バランスよくいかに効率に町民のために使うのかということも非常に大切なことだと思いますので、バランスの取れた町政財政運営をしていただきたいなと思います。

では、続いての質問に移ります。「中央広域環境施設組合新ごみ処理施設整備事業について」聞いていきたいと思います。先日、令和７年３月７日の徳島新聞に、新ごみ処理施設整備事業に係る賃貸借契約の締結が新年度に持ち越される記事が書かれていました。内容を見ると、阿波市議会の質問に市長がそのように答えたと掲載されていました。

新ごみ処理施設建設に関しては、これまで延期や入札の不調、計画の見直しや建設費の倍増など、

ありとあらゆる不測の事態が起こり、その都度なぜそうなったかの意思決定過程の経緯説明を無視した報告や、更には、議会議員である我々が事前にそのことを知ることなく、徳島新聞の記事を見て知るといふ、何ともお粗末で全く誠実さを感じることができない、ずさんな対応ばかりされてきております。先日、行われた中央広域環境施設組合の臨時議会の協議会では、阿波市長が「3月末をめどに賃貸契約の締結を行う予定である。」と言っていました、これもまた延期された格好になってしまいました。この時の協議会、私も傍聴に行きましたが、上板町の坂東議員が阿波市の町田市長に対し、強い口調で「待ったなしだ。これが延期されるようなら、誰が責任を取るのか。」と質問していましたが、正に延期された格好となりました。が、本当にこのことに対しての責任は一体どこにあるのでしょうか。

ここで、気になる点の一つ出てきますが、それは契約に係る賃借料です。我々が進める新ごみ処理施設整備事業は、上板町の坂東議員がおっしゃるとおり、待ったなしです。その理由は、新施設建設までのごみ処理に莫大な予算が使われていることが原因です。いわば、契約締結が遅れば遅れるほど、どんどん予算が増えていき、各市町の財政を圧迫するからで、これら切羽詰まった状況で契約交渉にのぞめば、交渉相手からすれば、とても有利な状況であり、相手方から提示された言い値での契約になるのではないかということが気掛かりでなりません。

また、更に賃貸借契約の年度内の見直しなど、相手からすると好条件での交渉を進めることができているのではないかと危惧しております。本当は現段階で契約書を確認し、どのような内容になっているのか非常に知りたいところですが、例のごとく教えてくれないと思いますので、私は契約締結後に中身を見るしかありません。この賃貸借契約締結の延期だけでも、何でそうなったのか報告だけではわからないし、しかも新聞記事で何の説明もないし、不透明であり不信感しか残りませんが、これまで同じことが何回も何回も繰り返されてきましたので、正直、驚かなくなってきました。私が別の方向性を示唆しても、玉井町長は「これからも阿波市とともに広域行政を進める。」と話されていましたが、こんなお粗末な対応をされて、この先、本当に問題はないのでしょうか。とても不安になります。

そこで、まず、これらの経緯を踏まえ、どうしても聞いておきたいのが、板野町としての意見です。まず、一つ目の質問ですが、今まで新ごみ処理施設整備事業は、度々計画が変更されてきましたが、このことについて板野町として、どのように捉えているのか、御意見をお伺いしたいと思います。答弁よろしくお願いします。

○議長（水口昭彦君） 末岡課長。

[環境生活課長（末岡稔久君）登壇]

○環境生活課長（末岡稔久君） 6番三原大輔議員さんの「中央広域環境施設組合新ごみ処理施設整備事業について」の1点目の御質問に対して、答弁させていただきます。

これまで、新ごみ処理施設の処理方式は「好気性発酵乾燥方式＋固形燃料化」として推進してまいりましたが、国のカーボンニュートラルへの取組や、令和4年4月1日施行のプラスチック資源

循環法への対応を踏まえ、本事業推進に当たり、新たな取組であります「好気性発酵乾燥方式＋ケミカル／マテリアルリサイクル」について検討し「新ごみ処理施設に関する協議会」において処理方式の変更が決定されました。

処理方式変更により、国が推進するプラスチックのリサイクルが可能となり、プラスチックの分別・収集に要する費用や二酸化炭素排出量の増加を抑制でき、更には、費用負担の軽減が見込まれるなど、効果のある変更であると考えております。

以上で、6番三原大輔議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 6番三原議員。

〔6番（三原大輔君）登壇〕

○6番（三原大輔君） それはわかっているんですよ。度々計画が変更されて、それまでの経緯の意思決定過程みたいなのが私は全然わからないし、全員協議会で聞いた時も、この方式が変わったのも昨年の末の方に聞いたとかっていうのも聞きましたし、そういう阿波市が主導でやってるっていうのは、もちろん知ってるんですけど、そこから報告がどんどん遅れながらやってくることに関して、その意思決定するまでの過程の中で不信感とか抱いてないのかとか、そういうことが聞きたいんですよ。答弁よろしくお願いします。

○議長（水口昭彦君） 東根副町長。

〔副町長（東根弘幸君）登壇〕

○副町長（東根弘幸君） 6番三原大輔議員さんの再問に対して、答弁をさせていただきます。

まず、度重なる方式決定ということでございますが、まず方式決定が度重なって変更したわけではございません。ただ、最初に言われました好気性発酵乾燥方式と、それからケミカル／マテリアルリサイクル方式に変わったということで、方式としましては、理解できると私の方は認識しております。ただ、年末、前回、言いましたように、昨年の12月の末だったと思います。私の方から新聞の報道にもありましたように、その時に初めて私の方も知ったというような報道がございましたが、あれにつきましては、正式な報告があったということでございまして、以前にそういうお話は水面下ではございましたので、それについては訂正をさせていただければと思います。

そして、不信感ということでございますが、これにつきましては当然、1市2町、今、一つとなって進めていっているところでございます。当然、紆余曲折はありますが、当然一つになって不信感もなく、やっていっている途中でございます。

以上で、6番三原大輔議員さんの再問に対しての答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 6番三原大輔議員。

〔6番（三原大輔君）登壇〕

○6番（三原大輔君） 阿波市と上板町とうまく今後もやっていくというようなことですので、不信感もなく一緒にやっていくということなので、それはそれで一番いいのかと思いますが、もっと早く情報を開示してほしいなというふうな希望があります。じゃないと僕の方で不信感があるので、

やっぱり早く情報をお知らせしていただきたいなというふうに思いますので、そのあたりどうぞ、よろしくお願いします。

次に、先ほどの質問に関連してですが、今回、建設予定地の賃貸借契約が次年度に持ち越しとなるそうですが、このことについても率直に板野町はどのように捉えているのか、お聞きしたいと思います。答弁よろしくお願いします。

○議長（水口昭彦君） 末岡課長。

〔環境生活課長（末岡稔久君）登壇〕

○環境生活課長（末岡稔久君） 6番三原大輔議員さんの「中央広域環境施設組合新ごみ処理施設整備事業について」の2点目の御質問に対して、答弁させていただきます。

新ごみ処理施設建設予定地につきましては、今年度末をめどに地権者と賃貸借契約に向けた課題が解決できるよう取り組んでまいりましたが、新聞報道前に組合管理者より、今年度中の賃貸借契約締結が困難となり、新年度に持ち越す旨、話がありました。

今後におきましては、新ごみ処理施設稼働までの全体的なスケジュールに変更が及ばないよう早期の賃貸借契約締結に向け、1市2町及び中央広域環境施設組合と情報共有しながら、事業を進めてまいりたいと考えております。

以上で、6番三原大輔議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 6番三原議員。

〔6番（三原大輔君）登壇〕

○6番（三原大輔君） スケジュールに変更なしということなんですけど、本当にスケジュールに変更なしでいけるんですか。この間の組合議会の協議会で坂東議員がおっしゃっていたのと同じような質問になってしまいますけど、これもうほんまに信じて大丈夫なんですかね。ほんまに待ったなしなんですけど、本当にスケジュールの変更なし、この今までどおりのスケジュールでいくということではいいんですね。再質問です。答弁よろしくお願いします。

○議長（水口昭彦君） 東根副町長。

〔副町長（東根弘幸君）登壇〕

○副町長（東根弘幸君） 6番三原大輔議員さんの再問に対して、答弁をさせていただきたいと思っています。当然、新聞報道にもありましたように、先ほど、課長が申し上げましたように、今年度末の契約については厳しいかというお話でございました中で、当然、今も契約につきましては、当然、進めていただいております。「いただいております。」と言ったら、他人事にはなるように聞こえますが、基本的に参加をさせていただいて、協議もさせていただいて、地元の説明会にも当然、出席もさせていただき、進めておる状態でございますので、早期、年度を明けて早期、賃貸借契約の方を早急に進めていただき、最終的な28年の4月から本格稼働できるようにということで信じて進めておるところでございます。

これにつきまして、6番三原大輔議員さんの再問に対しての答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 6 番三原議員。

[6 番（三原大輔君）登壇]

○6 番（三原大輔君） 僕も信じますよ、それを。ちゃんとスケジュールどおりやってください。信じますので、やってください。

では、続いてです。これも計画変更についての質問ですが、これまで新ごみ処理施設整備事業は、サーマルリサイクル固定燃料化方式を採用していましたが、またもや急に昨年度にケミカル／マテリアルリサイクル方式に変更すると聞かされました。これまでのサーマルリサイクル方式は、工場視察や多くの説明を受けていましたが、変更後のケミカル／マテリアルリサイクル方式は、先日の全員協議会で簡単な資料を見せられて説明を受けただけなので、漠然としてしかわかりませんでした。このケミカル／マテリアルリサイクルという方式はどんなものであるのか。

例えば、どんなメリットがあって、どんなデメリットがあるかとか、それらの内容の詳細を板野町は理解しているのか知りたいと思いますので、答弁よろしくお願いします。

○議長（水口昭彦君） 末岡課長。

[環境生活課長（末岡稔久君）登壇]

○環境生活課長（末岡稔久君） 6 番三原大輔議員さんの「中央広域環境施設組合新ごみ処理施設整備事業について」の3点目の御質問に対して、答弁させていただきます。

中央広域環境施設組合新ごみ処理施設の処理方式は、収集したごみを乾燥発酵し、成形機で固形燃料化にすることによって、化石燃料の代替品として使用する「サーマルリサイクル方式」で推進してまいりましたが、ケミカル／マテリアルリサイクル方式では、乾燥発酵したごみを選別後、圧縮梱包機によってペール化されます。

ケミカル／マテリアルリサイクルの詳細につきまして、まず、ケミカルリサイクルとは、廃棄物を科学的に分解するなどして、その物質を化学原料にして新たな製品を作るリサイクル方式であり、製鉄所などで還元剤として使用したり、コークス炉ガスに再生なども行われます。マテリアルリサイクルとは、廃棄物を原材料として再利用するリサイクル方法であり、再生製品としては、パレットや土木建築資材・工業用品などがあると理解しております。

ケミカル／マテリアルリサイクル方式は、以前の固形燃料を成形する場合と比べ、再商品化計画を立て、大臣から承認を受けなければならないほか、再生商品化費用などが発生するというデメリットがありますが、電力使用量・施設整備費などの削減や国が推進している「プラスチックリサイクル率」の向上と「CO₂削減」の双方が可能になるというメリットもあります。

また、デメリットである再商品化費用のうち、容器包装プラスチックに関しては、日本容器包装リサイクル協会がその費用を負担し、それ以外の製品プラスチックの再商品化に要する経費は、特別交付税措置が講じられますので、費用面についての効果が見込まれます。

以上で、6 番三原大輔議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 6 番三原議員。

[6 番（三原大輔君）登壇]

○ 6 番（三原大輔君） 詳しい説明ありがとうございます。ちょっと理解が進んだような進んでないような、何ていうんですかね。今後、こういうものなんだみたいな勉強のための視察とか、そういうのは今後、行う予定なんですかね。前、私たちがサーマルリサイクル方式、見に行ったように、理解を進めるためのそういう勉強会とかをしていただきたいなというふうには思うんです。全然わからないので、どういうものなのか。やっぱり最重要インフラなんでね。だから、そのあたりの予定はあるのか、お聞きしたいと思います。どうぞ答弁よろしくお願いします。

○議長（水口昭彦君） 東根副町長。

[副町長（東根弘幸君）登壇]

○副町長（東根弘幸君） 6 番三原大輔議員さんの再問に対して、答弁の方させていただけたらと思います。まず、率直に申し上げますと、私どもも余り詳しいことっていうのは、正直わかりかねるところがございました。そして、前回の全員協議会の時に三原議員さんの方から確か法律が出来た時に私の方もこれを考えたらどうな、というお話もあったかと思います。

その時には、私も詳しく話もなかなかわかるところではございませんでしたので、確認をさせていただきましたところ、やはり法律が出来たすぐだったので、やっぱり、まだ受皿、業者についても受皿もはっきりできていないというような状況だったので、考えることは考えても、まだそこまで進める状態ではなかったということを確認をしておるところでございます。

また、新しいこのケミカル／マテリアルリサイクルにつきましては、いろいろやっぱりこれから私たちが勉強しなければいけませんし、当然、組合なり、議員さんなりも勉強していかなければならないことと思います。それにつきましては、私どもで独自ですということではなく、やはり中央広域なり組合なり、議会なりを通じまして、進めていけたらなというふうに考えております。

また、先ほど言いました、ケミカル／マテリアルリサイクルの概要につきましては、流れにつきましては、簡単に申しますと、やはり指定業者は、製品プラスチックと、その他容器包装プラスチックや、紙製の容器包装とか瓶に分別をするということでございます。

ただ、先ほど、課長の方からもありましたように、経費が節減ができるというような話の中で、製品プラスチックにつきましては、再商品化に係る費用に対して、特別交付税の措置があるようでございます。また、その他容器包装プラスチックや紙製容器包装・瓶等につきましては、容器包装リサイクル法によりまして、容器包装リサイクル協会と先ほど申し上げましたが、その方から費用が拠出金としても支払われるようでございますので、これにつきましても経費の方が少しでも負担が掛かるということでございますので、御理解をいただけたらと思います。これにつきましては 6 番三原大輔議員さんの再問に対して答弁とさせていただきます。

○ 10 番（松浦 昶君） 議長、小休。

○議長（水口昭彦君） 小休します。

午後 0 時 2 0 分 小休

~~~~~

10 番（松浦 昶君）退席（午後 0 時 21 分）

~~~~~

午後 0 時 21 分 再開

○議長（水口昭彦君） 小休前に引き続き、再開します。

○6 番（三原大輔君） 途中で帰ってきたりするんですか。

○議長（水口昭彦君） 時間掛かると思います。

○6 番（三原大輔君） わかりました。

○議長（水口昭彦君） 再開します。6 番三原議員。

○6 番（三原大輔君） 是非、その勉強に関しては我々、板野町議会議員も一緒に勉強したいなと思いますので、是非、そのあたりも私の意思も御留意いただけたらなと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。続いて、最後の質問に移ります。

「中央広域環境施設組合積替保管施設整備事業について」お聞きしたいと思います。前回の 12 月議会でも一般質問させていただきましたが、積替保管施設整備事業に係る運営費用が今議会の一般会計予算に計上されていますので、今回も事業の運営費用について、質問させていただきます。

もともと、この事業は、先ほどの質問に関連し、新ごみ処理施設が完成するまでの間、山口県萩市にある廃棄物処理業者ジェムカ株式会社へごみを運搬し、焼却処理を行う事業のことです。そもそも山口県萩市まで、ごみを運ぶという話だけでも不思議で、もっと近くに処理を受け合う業者もあるのではないかと怪訝^{けげん}に感じてしまうところもあるのですが、それ以上にもっと不自然に感じるのが、ごみを運搬する費用です。

前回の質問で、ごみ運搬単価は t 単価 4 万 4 0 円と答えていただきました。10 t トラックで運搬するので、単純計算するとトラック 1 台に対し 40 万円の運搬費用が掛かることになります。

しかし、市場価格である「国土交通省告示標準運賃」を見てみると、10 t トラックの場合、運賃が約 11 万円とあります。正に市場価格の 4 倍の費用が掛かっていることになりますが、前回の質問に対し、「ごみという特殊なものを運ぶので適正だ。」というような答弁であったかと記憶していますが、この運搬費用というのは運ぶことに対しての経費であり、運転手の人件費・ガソリン代・高速道路料金・トラックの減価償却費を合算させて弾き出すものです。運ぶ中身が何であろうと、それは変わらないはずで、にもかかわらず、適正というこの明らかに高額な運搬費用を良しとするその根拠が明らかにならない限り、私はこの価格が適正だとは思いません。しかも、この事業は運搬費用 40 万円の、そのトラックを毎日、毎日ですよ。毎日、平均 5 台走らせることになります。年間の板野町の負担額は計算すると約 9,830 万円です。

しかし、適正価格で再計算してみると、約 2,455 万円、その差額はなんと 7,375 万円にもなります。市場価格から大幅に増額されていることで、年間 7,000 万円以上の無駄な経費が掛かっています。これは、明らかに今後の町財政を圧迫していく元凶ともいえます。それでも適正

だとおっしゃるならば、その適正料金の根拠となる費用項目を示してください。そうしないと、ごみという特殊なものというだけでは、今後の町財政を圧迫する、このごみの運搬費用に全く納得がいきません。私は、このままでは令和7年度の一般会計予算の承認はできない、できません。

なので、率直にお聞きします。運搬費用が高額であるが、それについて板野町は、本当にどう考えているのか具体的な意見が欲しいので、わかりやすく曖昧にせず、明確な答えをお願いしたいと思います。答弁よろしくお願いします。

○議長（水口昭彦君） 末岡環境生活課長。

〔環境生活課長（末岡稔久君）登壇〕

○環境生活課長（末岡稔久君） 6番三原大輔議員さんの「中央広域環境施設組合積替保管施設整備事業について」の御質問に対して、答弁させていただきます。

「中央広域環境施設組合積替保管施設整備事業」につきましては、公募型プロポーザル方式により、審査の上、事業者を決定し、組合議会において承認された内容であり、当然、適正なものと認識しております。以上で、6番三原大輔議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 6番三原大輔議員。

〔6番（三原大輔君）登壇〕

○6番（三原大輔君） 私は、その金額の根拠が知りたいんですよ。プロポーザルで決まって、組合議会で承認されたから適正だということではなくて、その中身の根拠が知りたいんです。ガソリン代とか人件費とか高速道路料金とか、そのあたりの内訳が本当に適正なのかどうなのかというのを詳細は御存じなんですか。答弁よろしくお願いします。

○議長（水口昭彦君） 東根副町長。

〔副町長（東根弘幸君）登壇〕

○副町長（東根弘幸君） 6番三原大輔議員さんの再問に答弁をさせていただけたらと思います。

ガソリン代とか人件費、根拠ということですが、それにつきましては当然、先ほど、課長が申しあげましたように、プロポーザル方式の中で、審査の上に見積書が出てきている中での当然、プロポーザルの中での話があって当然、その中で事業者を決定し、組合議会において承認をされたということですので、納得をしたということですので、当然、適正なものと認識をしておるところでございます。

以上で、6番三原大輔議員さんの質問の再問に答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 6番三原議員。

〔6番（三原大輔君）登壇〕

○6番（三原大輔君） プロポで決まっているから適正だということなんですけど、今後のね、板野町の予算とかを考えると、執行部の皆さんは本当にこのごみ運搬費用がこれでいいのかってようなことを考えていますか。疑問はないのでしょうか。

例えばですよ、自分の財布で買物をするときに、このような選択を本当に皆さんされますか。毎

月の家計に掛かるような買物なら費用っていうのは、すごい重要な項目で、できるだけ安くて自分に合ったプランを真剣に悩んで決定しませんか。ごみ処理っていう、この町の重要なインフラ事業は、もう生活から切り離すことができない、必ず必要な事業なんです。それこそ真剣にいっぱい悩みながら最適な選択ができるよう本当に考えていってほしいと願っています。板野町の未来のことです。心からお願いしたいと思います。このコメントで私の今回の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（水口昭彦君） 以上で、6番三原大輔議員の一般質問は終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（水口昭彦君） これで、一般質問通告者の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。ここで、お諮りします。

この際、会議の都合により会期日程を変更し、本日の日程11日、一般質問を日程11日、一般質問・議案審議に、更に日程12日、一般質問・議案審議を日程12日、議案審議に変更したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。よって、会期日程を変更し、本日の日程11日、一般質問を日程11日、一般質問・議案審議に、日程12日、一般質問・議案審議を日程12日、議案審議に変更することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（水口昭彦君） ここで、休憩します。休憩中に日程変更に伴います、議事日程表を配付しておきますので、よろしくお願いします。

なお、休憩中に議会運営委員会を開催しますので、委員の皆様は委員会室にお集まりください。会議の再開は、午後1時30分を予定しています。

午後0時31分 休憩（消毒作業）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

（村上・瀬上、議事日程表を配付する）

（タブレットに議事日程表をダウンロードする）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

午後1時30分 再開

○議長（水口昭彦君） 休憩前に引き続き、再開します。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（水口昭彦君） 日程第2、報告第1号、「専決処分の承認を求めることについて、令和6年度板野町一般会計補正予算（第9号）」を議題とします。説明を求めます。高橋総務課長。

〔総務課長（高橋三恵君）登壇〕

○総務課長（高橋三恵君） 報告第1号が議題となりましたので、御説明を申し上げます。

令和6年度補正予算書の4ページをお願いいたします。

報告第1号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和7年3月3日提出でございます。

次の5ページをお願いいたします。

専決第1号、専決処分書。

次の事項につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年度板野町一般会計補正予算（第9号）。

令和6年度板野町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,803万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億677万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年1月20日専決でございます。

主には、物価高騰重点支援地方交付金につきまして、住民税非課税世帯等臨時特別給付金3万円と合わせまして、子ども加算2万円給付に係る事業で急を要したことから1月20日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。

10ページをお願いいたします。歳入でございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金で、物価高騰重点支援地方交付金6,803万2,000円でございます。

11ページ、お願いいたします。歳出でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、6目住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付費、18節負担金補助及び交付金では1世帯3万円の2,000世帯で6,000万円でございます。

12ページ、お願いいたします。

3款同じく、3項児童福祉費、8目子育て世帯臨時特別給付金給付費、18節負担金補助及び交付金では一人2万円の300人で600万円でございます。

なお、本事業につきましては4月以降も支給事務が継続されることから予算につきましては、繰越しをさせていただくものでございます。

以上、歳入歳出6,803万2,000円の増額補正をお願いし、歳入歳出予算の総額を69億677万3,000円をお願いするものでございます。

以上で、報告第1号の説明とさせていただきます。

御審議をいただき、御承認を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから報告第1号を採決します。

お諮りします。報告第1号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、報告第1号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 日程第3、議案第1号、「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題とします。説明を求めます。高橋総務課長。

〔総務課長（高橋三恵君）登壇〕

○総務課長（高橋三恵君） ただいま、議案第1号が議題となりましたので、御説明を申し上げます。議案書の7ページをお願いいたします。

議案第1号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

令和7年3月3日提出でございます。本文につきましては、お目通しをお願いいたします。

刑法等の一部を改正する法律など関係法律の整理等に関する法律により懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されたことに伴い文言の修正等を行うもので、板野町職員の給与に関する条例ほか複数の条例に関連することから一括で改正が可能となるよう条例の制定を行うものでございます。以上で、議案第1号の説明とさせていただきます。

御審議をいただき、御承認を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第1号の採決をします。

お諮りします。議案第1号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 日程第4、議案第2号、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る

関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題とします。

説明を求めます。高橋総務課長。

[総務課長（高橋三恵君）登壇]

○総務課長（高橋三恵君） 議案第２号が議題となりましたので、御説明を申し上げます。

議案書の１３ページをお願いいたします。

議案第２号、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

令和７年３月３日提出でございます。本文につきましては、お目通しをお願いいたします。

本町では、個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関し、条例において必要な措置を講じておりますが、デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い条ずれ等が生じており、複数の条例に関連していることから一括で改正が可能となるよう条例の制定を行うものでございます。以上で、議案第２号の説明とさせていただきます。

御審議をいただき、御承認を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第２号の採決をします。

お諮りします。議案第２号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議案第２号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 日程第５、議案第３号、「板野町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の全部改正について」を議題とします。説明を求めます。松浦水道課長。

[水道課長（松浦賢治君）登壇]

○水道課長（松浦賢治君） 議案第３号が議題となりましたので、御説明を申し上げます。

議案書の１９ページをお願いいたします。

議案第３号、板野町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の

資格基準に関する条例の全部改正について。

板野町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の全部を改正する。

令和 7 年 3 月 3 日提出でございます。以下、本文につきましては、お目通しをお願いいたします。

本条例の全部改正理由として、上水道の整備と管理に関する権限が令和 6 年 4 月 1 日から国土交通省へ移管された後、従来より国土交通省で所管している下水道管理の資格基準と調整を図るため、水道法に關係する規則等の改正が順次、行われております。

布設工事監督者と水道技術管理者は、水道事業者ごとに職員として配属しなければならない技術上の責任者で、布設工事監督者とは、水道の公共工事における監督者としての職務を担い、水道技術管理者は、施設の運転管理や水質安全管理など水道業務全般における管理者として職務を担うこととなっております。

今回、改正される主な内容は、本町が該当する給水人口 5 万人以下である水道事業者では、布設工事監督者及び水道技術管理者に必要な資格要件である水道技術の実務経験年数が約 2 分の 1 程度に短縮されるなど、水道事業者の規模に応じて資格の基準が見直されます。

本条例では、水道法施行令及び水道法施行規則に準じて資格基準を定めており、これらの施行令規則の改正に合わせ、本条例の全部改正を行うものでございます。

以上で、議案第 3 号の説明とさせていただきます。

御審議いただき、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第 3 号の採決をします。

お諮りします。議案第 3 号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議案第 3 号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 日程第 6、議案第 4 号、「板野町職員の給与に関する条例等の一部改正について」を議題とします。説明を求めます。高橋総務課長。

[総務課長（高橋三恵君）登壇]

○総務課長（高橋三恵君） 議案第 4 号が議題となりましたので、御説明を申し上げます。

議案書の 27 ページ、お願いいたします。

議案第 4 号、板野町職員の給与に関する条例等の一部改正について。

板野町職員の給与に関する条例等の一部を次のとおり改正する。

令和7年3月3日提出でございます。本文につきましては、お目通しをお願いいたします。

令和6年度、人事院勧告により改正となる各種手当の改正、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正など関連する条例の一部改正を一括でお願いするものです。

主には、管理職員・特別職員、特別勤務手当の支給拡大、再任用職員への住居手当の支給の追加、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正で期末手当の年間支給率を0.05月分、引き上げることなどが改正となっております。

以上で、議案第4号の説明とさせていただきます。

御審議をいただき、御承認を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第4号の採決をします。

お諮りします。議案第4号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 日程第7、議案第5号、「板野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。説明を求めます。高橋総務課長。

〔総務課長（高橋三恵君）登壇〕

○総務課長（高橋三恵君） 続いて、議案第5号が議題となりましたので、御説明を申し上げます。

議案書の43ページをお願いいたします。

議案第5号、板野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

板野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のとおり改正する。

令和7年3月3日提出でございます。本文につきましては、お目通しをお願いいたします。

一般職の給与に関する法律の改正に伴い、正規職員の給料表が改正されたことから正規職員との均衡を図るため、会計年度任用職員給料表についても改正をお願いするものでございます。

以上で、議案第5号の説明とさせていただきます。

御審議をいただき、御承認を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第5号を採決します。

お諮りします。議案第5号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(水口昭彦君) 日程第8、議案第6号、「板野町議会議員の期末手当支給条例の一部改正について」を議題とします。説明を求めます。東條議会運営委員長。

[9番(東條昭二君)登壇]

○9番(東條昭二君) 議案第6号が議題とされましたので、御説明いたします。

議案第6号、板野町議会議員の期末手当支給条例の一部改正について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに板野町議会会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

令和7年3月3日提出でございます。

板野町議会議長、水口昭彦殿。提出者は私、議会運営委員長の東條でございます。

提案理由の説明ですが、本文については、お目通しをお願いいたします。

本案は、特別職の職員の給与に関する法律が一部改正されたことに伴い、本町の特別職で常勤のものにおいての期末手当を0.05月分、引き上げるもので、本町議員も同様に引上げの改定を行うものでございます。以上で、説明を終わります。

御審議いただき、御承認くださいますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長(水口昭彦君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。これから議案第6号の採決をします。

お諮りします。議案第6号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(水口昭彦君) 日程第9、議案第7号、「令和6年度板野町一般会計補正予算(第10号)」を議題とします。説明を求めます。高橋総務課長。

[総務課長(高橋三恵君)登壇]

○総務課長(高橋三恵君) 議案第7号が議題となりましたので、御説明を申し上げます。

補正予算書の13ページをお願いいたします。

議案第7号、令和6年度板野町一般会計補正予算(第10号)。

令和6年度板野町の一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億3,634万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億4,311万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年3月3日提出でございます。

今回の補正につきましては、歳入では町税ほか各款の収入見込額や確定額の調整、また、歳出では令和6年度事業の完了を見越して、不用や追加となる予算の増減の補正をお願いするものでございます。20ページをお願いします。

第2表 繰越明許費補正でございます。追加分として2款総務費、1項総務管理費、住民情報ネットワーク運営事業としてシステム標準化に係る委託料1,410万2,000円ほか10の事業について、合計1億9,212万4,000円をお願いするものです。

21ページをお願いします。

第3表 地方債補正の変更でございます。起債の目的は、土地改良事業に充当のためで、限度額を360万円から480万円に変更をお願いするものでございます。

24ページをお願いします。歳入から説明をさせていただきます。

1款町税、1項町民税、2目法人では2,300万円の増額、2項固定資産税では額の確定により3,400万円の減額をお願いしております。

25ページでございます。

3款利子割交付金から30ページの8款環境性能割交付金につきましては、県からの交付金見込額通知書に基づき、増減の補正をお願いしております。

31ページをお願いします。

10款地方交付税は、一般財源分として1億7,681万5,000円の増額をお願いしております。33ページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料、1項使用料、3目商工使用料では、あせび温泉の利用者減により640万円の減額でございます。

34ページをお願いします。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金では、障害者福祉費負担金として3,812万4,000円の増額、14款同じく、2項国庫補助金、5目土木費国庫補助金で木造住宅耐震診断や耐震改修申請件数の確定により717万3,000円の減額をそれぞれお願いしており

ます。３５ページでございます。

１５款県支出金、２項県補助金、２目民生費県補助金、戦略的災害医療プロジェクト推進費５０万円は、福祉避難所医療材料購入の補助金、９目災害復旧費県補助金では、大坂西口地区農業用施設災害復旧事業補助金５６６万６，０００円が主なものでございます。

３７ページをお願いいたします。

１７款寄附金、１項同じく、２目指定寄附金で、ふるさと納税寄附金の増額により６５７万円の増額、４節教育寄附金では、犬伏博昭様ほか１名からそれぞれ１００万円の寄附金を頂いております。３９ページをお願いします。

２０款諸収入、３項収益事業収入では、競艇事業収益金９２３万円の増額をお願いしております。

４１ページをお願いします。

続いて、歳出の説明をさせていただきますが、各款での人件費に関する補正につきましては、職員手当・教材費等の減額によるものでございます。また、その他事業に関する減額につきましても、事業が完結したものでございます。

１款議会費、１項１目同じでは、１７節備品購入費で、タブレット購入受差により２４０万円の減額でございます。４２ページをお願いします。

２款総務費、１項総務管理費では６目企画費、１８節負担金補助及び交付金で、広域火葬場整備事業者選定業務負担金５０９万円の減額をお願いしております。

４６ページをお願いします。

３款民生費、１項社会福祉費、３目町民センター費、１４節工事請負費は、町民センター南側にございます倉庫の買替費用、１７節備品購入費は、代替倉庫購入のため１１０万円、続いて５目の障害者福祉費、１９節扶助費では、自立支援医療給付費の増額見込みにより６，４６４万４，０００円をお願いしております。

４８ページをお願いいたします。

３款同じく、２項老人福祉費、２目老人福祉施設費では、老人ホームの入所者減により１９節扶助費５８１万３，０００円の減額でございます。

５２ページをお願いします。

５款農林水産業費、１項農業費、４目農地費、１８節負担金補助及び交付金では、慶田の池防災工事に係る県営土地改良事業負担金のため１２４万８，０００円の増額をお願いしております。

５５ページをお願いいたします。

７款土木費、１項土木管理費、１目土木総務費、１８節負担金補助及び交付金で、木造住宅耐震工事補助金で申請者の実績により１，２８０万３，０００円の減額をお願いしております。

５８ページをお願いします。

８款消防費、１項同じく、２目非常備消防費、１７節備品購入費は、第１分団から第４分団の団旗購入のため５９万９，０００円の増額補正をお願いしております。

５９ページでございます。

９款教育費、１項教育総務費から２目事務局費、１７節備品購入費２００万円は、教育総務指定寄附金を小中学校のテント購入費用に充当をさせていただくものでございます。

６０ページの２項小学校費から６４ページの保健体育費では、それぞれの事業の完了見込みによる減額でございます。６７ページをお願いします。

１２款諸支出金では２項基金費で、財政調整基金ほか四つの基金への積立金として２億６，４４５万２，０００円の増額をお願いしております。

６８ページ、お願いいたします。

以上、歳入歳出２億３，６３４万３，０００円の増額補正をお願いし、歳入歳出予算の総額を７１億４，３１１万６，０００円をお願いをするものでございます。

以上で、議案第７号の説明とさせていただきます。

御審議をいただき、御承認を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第７号の採決をします。

お諮りします。議案第７号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議案第７号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 日程第１０、議案第８号、「令和６年度板野町特別会計国民健康保険補正予算（第５号）」を議題とします。説明を求めます。山田住民課長。

[住民課長（山田裕子君）登壇]

○住民課長（山田裕子君） 議案第８号が議題となりましたので、御説明申し上げます。

補正予算書の７５ページをお願いいたします。

議案第８号、令和６年度板野町特別会計国民健康保険補正予算（第５号）。

令和６年度板野町の特別会計国民健康保険補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に関係なく、歳入歳出予算を補正する。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和７年３月３日提出でございます。

８１ページをお願いいたします。歳出でございます。

9 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、6 目保険給付費等交付金償還金では1 万4, 0 0 0 円の増額補正をお願いしております。令和5 年度に出産育児一時金が増額となったことによる国庫補助金について、実績額の確定により返還が生じたものでございます。

8 2 ページをお願いいたします。

1 1 款予備費、1 項1 目同じでは1 万4, 0 0 0 円の減額補正をお願いしております。予備費より9 款諸支出金への組替えを行うものでございます。

以上、歳入歳出とも補正額は0、予算額1 8 億4 1 万5, 0 0 0 円で、区分の変更の補正をお願いするものでございます。

以上で、議案第8 号の説明とさせていただきます。

御審議をいただきまして、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第8 号の採決をします。

お諮りします。議案第8 号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議案第8 号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 日程第1 1、議案第9 号、「令和6 年度板野町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2 号）」を議題とします。説明を求めます。岡田人権コミュニティ課長。

〔人権コミュニティ課長（岡田 加代子君）登壇〕

○人権コミュニティ課長（岡田 加代子君） 議案第9 号が議題となりましたので、御説明申し上げます。補正予算書の8 3 ページをお願いいたします。

議案第9 号、令和6 年度板野町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2 号）。

令和6 年度板野町の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1 3 4 万9, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4 3 3 万5, 0 0 0 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和7 年3 月3 日提出でございます。

続きまして8 8 ページをお願いいたします。歳入から御説明申し上げます。

1 款県支出金、1 項同じでございます。1 目土木費県補助金では、住宅新築資金等貸付助成事業の補助金確定に伴い 3 7 万 9, 0 0 0 円を減額し、補正後の額 2 5 万 2, 0 0 0 円をお願いするものでございます。次のページの 2 款諸収入、1 項貸付金元利収入、1 目住宅新築資金等貸付金元利収入では、貸付金元利収入過年度分の増加により 1 7 2 万 8, 0 0 0 円の増額をお願いするものでございます。

続きまして 9 0 ページをお願いいたします。歳出を御説明申し上げます。

1 款貸付事業費、1 項 1 目同じでは、債権回収業務委託料が不用となったため 5 0 万円を減額し、補正後の額 3 4 万 1, 0 0 0 円をお願いするものでございます。

次のページの 2 款諸支出金、1 項繰出金、1 目一般会計繰出金では、貸付金収入増加に伴う一般会計への繰出金として 1 8 4 万 9, 0 0 0 円を増額し、補正後の額 3 8 9 万 4, 0 0 0 円をお願いするものでございます。

以上、歳入歳出とも補正前の額 2 9 8 万 6, 0 0 0 円に対しまして、それぞれ 1 3 4 万 9, 0 0 0 円の増額補正をお願いし、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4 3 3 万 5, 0 0 0 円をお願いするものでございます。以上で、議案第 9 号の説明とさせていただきます。

御審議いただき、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第 9 号の採決をします。

お諮りします。議案第 9 号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議案第 9 号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 日程第 1 2、議案第 1 0 号、「令和 6 年度板野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。説明を求めます。山田住民課長。

〔住民課長（山田裕子君）登壇〕

○住民課長（山田裕子君） 議案第 1 0 号が議題となりましたので、御説明申し上げます。

補正予算書の 9 3 ページをお願いいたします。

議案第 1 0 号、令和 6 年度板野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）。

令和 6 年度板野町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 6 0 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 2, 5 6 3 万 8, 0 0 0 円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和７年３月３日提出でございます。

９８ページをお願いいたします。歳入より御説明申し上げます。

１款後期高齢者医療保険料、１項同じ、２目普通徴収保険料でございます。徴収保険料が当初予算額を上回る見込みであるため６００万円の増額補正をお願いしております。

９９ページをお願いいたします。歳出を御説明申し上げます。

２款納付金、１項同じ、１目後期高齢者医療広域連合納付金では、保険料納付金として６００万円の増額補正をお願いしております。徴収した保険料を納付金として、後期高齢者医療広域連合へ納めておりますので、保険料の増額分と同じ額で増額補正をお願いしております。

以上、歳入歳出ともに６００万円の増額補正をお願いし、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億２，５６３万８，０００円をお願いするものでございます。

以上で、議案第１０号の説明とさせていただきます。

御審議をいただき、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第１０号の採決をします。

お諮りします。議案第１０号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議案第１０号については、原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（水口昭彦君） 日程第１３、議案第１１号、「令和６年度板野町介護保険（保険事業）特別会計補正予算（第４号）」を議題とします。説明を求めます。楠本福祉保健課長。

〔福祉保健課長（楠本 剛君）登壇〕

○福祉保健課長（楠本 剛君） 議案第１１号が議題となりましたので、御説明申し上げます。

補正予算書の１０１ページをお願いいたします。

議案第１１号、令和６年度板野町介護保険（保険事業）特別会計補正予算（第４号）。

令和６年度板野町の介護保険（保険事業）特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ２６０万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１６億４，３７２万８，０００円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月3日提出でございます。

歳入から御説明申し上げます。106ページをお願いいたします。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料では57万2,000円の増額補正をお願いしております。107ページをお願いいたします。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金では52万円を、また、2項国庫補助金、1目調整交付金では15万6,000円の増額補正をお願いしております。

108ページをお願いいたします。

4款支払基金交付金、1項同じ、1目介護給付費交付金では70万2,000円の増額をお願いしております。109ページをお願いいたします。

5款の県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金では32万5,000円の増額をお願いしております。110ページをお願いいたします。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金では32万5,000円の増額補正をお願いしております。

続きまして、歳出を御説明申し上げます。111ページをお願いいたします。

2款の保険給付費の2項介護予防サービス費、1目介護予防サービス給付費では210万円で、また4目介護予防サービス計画給付費では50万円の増額補正をお願いしております。介護予防給付費について、予算不足が考えられるため、補正のお願いをするものでございます。

以上、歳入歳出ともに260万円の追加補正をお願いし、歳入歳出ともに総額を16億4,372万8,000円をお願いするものでございます。

以上で、議案第11号の説明とさせていただきます。

御審議をいただきまして、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第11号の採決をします。

お諮りします。議案第11号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議案第11号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） ここで10分間、休憩いたします。

午後2時18分 休憩

~~~~~

(村上、予算修正動議提出書類を配付する)

~~~~~

午後2時29分 再開

○議長（水口昭彦君） 休憩前に引き続き、再開します。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 日程第14、議案第12号、「令和7年度板野町一般会計予算」を議題とします。説明を求めます。高橋総務課長。

[総務課長（高橋三恵君）登壇]

○総務課長（高橋三恵君） 議案第12号が議題となりましたので、説明をさせていただきます。

令和7年度予算書の5ページをお願いいたします。

議案第12号、令和7年度板野町一般会計予算。

令和7年度板野町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ67億7,300万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高限度額は、10億円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和7年3月3日提出でございます。

14ページをお願いいたします。

第2表、地方債として、老人憩の家耐震事業ほか8件の事業に充当するため、いずれも起債の方法は証書借入、総額2億4,750万円をお願いしております。

23ページ、お願いいたします。歳入から説明をさせていただきます。

1款町税、1項町民税、1目個人では、対前年度比4.8%増の4億6,390万8,000円、同じく、2目法人では、対前年度比16.4%増の1億8,350万8,000円をお願いしてお

ります。２項固定資産税、１目同じでは、対前年度比３．６％増の７億４，６４４万９，０００円をお願いしております。

２４ページをお願いいたします。４項町たばこ税、１目同じでは、対前年度比４．０％増の１億９８７万４，０００円をお願いしております。２５ページの２款地方譲与税から３１ページの８款環境性能割交付金につきましては、県から示された交付見込額によるものでございます。

３３ページをお願いいたします。

１０款地方交付税、１項１目同じで、対前年度比２．９％増の１７億５，０００万円をお願いしております。３５ページをお願いいたします。

１２款分担金及び負担金、１項負担金、１目総務費負担金では、一部事務組合への職員派遣に係る負担金２，７５４万２，０００円で、後期高齢者医療広域連合・中央広域環境施設組合・徳島県町村会からそれぞれ受入れを行うものでございます。２目民生費負担金では、老人福祉施設費市町村負担金６，４７２万２，０００円が主なものでございます。

３７ページをお願いいたします。

１３款使用料及び手数料、１項使用料、３目商工使用料で、あせび温泉使用料を年間利用者１４万人として７，６２５万４，０００円、４目土木使用料では、町営住宅４１４戸分６，６８４万７，０００円が主なものでございます。

４０ページをお願いいたします。

１４款国庫支出金、１項国庫負担金、１目民生費国庫負担金では、障害者福祉費負担金で３億１，８７７万１，０００円、児童手当負担金では、対象子ども数を延べ２万４１２人と想定し、１億９，０２１万１，０００円をお願いしております。２項国庫補助金、１目総務費国庫補助金では、物価高騰重点支援地方交付金４，７４８万２，０００円で、水道料金の２か月分と給食費の減免事業などに充当するものでございます。デジタル基盤改革支援補助金１億７９６万５，０００円は、システム標準化に向けた補助金、新しい地方経済・生活環境創生交付金１，２３７万５，０００円は、書かない窓口整備等の補助金でございます。

４１ページをお願いします。

１４款、２項同じく、２目民生費国庫補助金、３節児童福祉費補助金で、子ども・子育て支援交付金１，２３４万６，０００円、妊婦のための支援給付交付金７５０万８，０００円が主なものでございます。５目教育費国庫補助金、１節教育総務費補助金では、公立学校情報機器整備費補助金３，４４６万６，０００円で、小中学校のタブレット更新のための補助金でございます。

４３ページをお願いいたします。

１５款県支出金、１項県負担金、１目民生費県負担金では１節障害者福祉費負担金１億５，９３８万５，０００円、４節国民健康保険事業費負担金６，１５３万２，０００円が主なものでございます。４７ページをお願いいたします。

１５款同じく、３項県委託金、１目総務費委託金では、個人県民税徴収事務委託金１，８９９万

円、３節統計調査費委託金で国勢調査事務委託金６１０万３，０００円、４節の選挙費委託金で参議院議員選挙費委託金が主なものでございます。

５０ページをお願いいたします。

１７款寄附金、１項同じく、２目指定寄附金では、ふるさと納税で前年度より１，５４７万円増の６，４４７万円をお願いしております。

５１ページでございます。

１８款繰入金、２項基金繰入金では、財政調整基金繰入金１億９，２００万円ほか五つの基金へ繰入れをお願いしております。

５２ページ、お願いいたします。

１９款繰越金、１項１目同じでは、前年度からの繰越金として１億５，０００万円をお願いしております。５５ページをお願いします。

２０款諸収入、４項雑入、２目同じでは、５節商工費雑入で、道の駅いたの地域振興施設使用料１，０００万円、電気使用料１，４９８万円が主なものでございます。

５７ページをお願いします。

２１款町債、１項同じでは、日出家老人憩の家耐震事業ほか６件に充当するため、計２億４，７５０万円をお願いしております。

５８ページをお願いいたします。歳出について説明をさせていただきますが、以下、各款項目での人件費に関しましては、令和６年度実績によるものでございます。

まず、１款議会費、１項１目同じでは、７，１５８万５，０００円をお願いしております。それぞれ議員さんの報酬等、議会運営に係るものでございます。

６３ページ、お願いいたします。

２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費では、郵便料金や手数料等で１１節役務費１，６９０万３，０００円をお願いしております。

６４ページ、お願いいたします。１項１目同じで、１８節負担金補助及び交付金では、一番下にございます県地方バス路線維持負担金として、前年度より８５％増となります９７７万６，０００円をお願いしております。

６７ページをお願いします。３目財産管理費、１８節負担金補助及び交付金では、地元で管理する集会所の管理運営費補助金として２０か所分の１００万円でございます。４目電子計算費、１２節委託料では、システム標準化移行業務及び書かない窓口整備委託料１億３，８０３万１，０００円でございます。６８ページをお願いいたします。４目同じく、１３節使用料及び賃借料では、システムの使賃料９，１４０万８，０００円でございます。

６９ページをお願いいたします。６目企画費につきましては、ふるさと納税返礼品に係る費用で１０節需用費１，９５９万７，０００円が主なものでございます。

７３ページをお願いします。

2 款同じく、2 項徴税費、2 目賦課徴収費、7 節報償費では、固定資産税前納報奨金として 3 5 0 万円、1 8 節負担金補助及び交付金で、徳島滞納整理機構負担金として 2 0 5 万 8, 0 0 0 円をそれぞれお願いしております。7 7 ページをお願いします。

2 款総務費、4 項選挙費、3 目参議院議員選挙費 9 8 6 万 9, 0 0 0 円は 7 月執行予定の参議院選挙における経費でございます。

7 8 ページをお願いいたします。4 目板野町長選挙費 1, 1 3 5 万 1, 0 0 0 円は、町長選挙における費用でございます。

8 0 ページをお願いいたします。5 項統計調査費、1 目基幹統計費は 1 節報酬 4 8 9 万 1, 0 0 0 円で、国勢調査に係る調査員の報酬が主なものでございます。

8 2 ページをお願いいたします。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費では 6, 6 8 1 万円をお願いしており、8 3 ページの 1 8 節負担金補助及び交付金、町社会福祉協議会補助金 2, 4 8 1 万 6, 0 0 0 円が主なものでございます。2 目の隣保館費では、公会堂 2 館・総合センターの管理運営費として 3, 5 6 2 万 2, 0 0 0 円をお願いしております。

8 8 ページをお願いいたします。5 目障害者福祉費、1 2 節委託料の相談支援事業共同実施分委託料 2, 8 5 2 万 4, 0 0 0 円で、令和 7 年度、本町が監事長になっておりまして、相談支援業務におきまして、郡内 4 町分を本町で一旦、受入れを行い、本町分と合わせて関係事業者に 5 町分まとめて支払いをすることとなっております。

8 9 ページの 1 9 節扶助費で、障害福祉サービス費・障害児通所給付費等として 6 億 8, 2 3 7 万 7, 0 0 0 円をお願いしております。

9 2 ページ、お願いいたします。2 項老人福祉費、1 目老人福祉総務費、1 9 節扶助費で、敬老年金 5, 0 0 0 円の 2, 4 7 7 名分、1, 2 3 8 万 5, 0 0 0 円、タクシー料金と燃料代をセットにした高齢者外出支援助成費 1 万 2, 0 0 0 円の 2, 4 2 7 名分、2, 8 8 0 万円をそれぞれお願いしております。2 目老人福祉施設費では、入所者を 2 8 名と見込みまして、老人ホームの管理運営費として 7, 9 3 1 万 8, 0 0 0 円をお願いしております。

9 5 ページ、お願いいたします。2 項同じく、3 目老人憩の家管理費では、老人憩の家管理費として 7 9 8 万 9, 0 0 0 円をお願いしております。

9 6 ページでございます。5 目後期高齢者医療費、1 8 節負担金補助及び交付金 2 億 1, 0 3 7 万 4, 0 0 0 円は、後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金が主なものでございます。

9 9 ページをお願いします。

3 款同じく、3 項児童福祉費、2 目児童手当費、1 9 節扶助費は、対象者延べ 2 万 4 1 2 人の児童手当費 2 億 3, 8 0 2 万円をお願いしております。3 目子ども医療福祉費、1 9 節の扶助費、はぐくみ医療助成費では、対象者 1, 4 0 4 人と見込みまして 6, 5 0 0 万円をお願いしております。4 目の保育園費では、保育園の運営に関する費用 3 億 4, 4 6 6 万 7, 0 0 0 円をお願いしており

ます。１０２ページ、お願いいたします。５目児童館費５，４１７万２，０００円では１２節の委託料で３児童館の社会福祉協議会への指定管理委託料５，３６５万９，０００円が主なものでございます。１０３ページでございます。６目子ども家庭総合支援センター費では、センターの運営に関する費用３，２９８万６，０００円をお願いしております。

１０９ページをお願いいたします。

４款衛生費、１項保健衛生費、２目予防費、１２節委託料では、各種予防接種に要する費用など５，１２８万９，０００円をお願いしております。

１１１ページをお願いします。３目母子衛生費、１９節扶助費で、不妊治療助成費１５件分、１５０万円をお願いしております。

１１４ページをお願いいたします。１項同じく、５目環境衛生費、１２節の委託料では、缶・ビン収集運搬委託料や資源ごみ収集運搬等委託料が主なものでございます。

１１５ページの６目斎場費、１８節負担金補助及び交付金９，２０７万９，０００円は、広域斎場整備事業及び周辺環境整備事業について、本町の負担分でございます。

１１７ページをお願いいたします。

４款同じく、２項清掃費、２目の塵芥処理費、１８節負担金補助及び交付金で、中央広域環境施設組合負担金３億６，０６２万３，０００円をお願いしております。

１１９ページ、お願いいたします。３目し尿処理費２億５，５３２万１，０００円では、クリーンセンターの管理運営費をお願いしており、令和６年度からの継続事業で１４節工事請負費、破碎機等の維持補修工事など１億７，５９９万４，０００円が主なものでございます。

１２０ページをお願いいたします。

５款農林水産業費、１項農業費、１目農業委員会費は、農業委員会の運営に要する費用でございます。１２７ページをお願いいたします。

６款商工費、１項同じく、１目商工振興費、１８節負担金補助及び交付金で、町商工会補助金３００万円が主なものでございます。

１３０ページをお願いいたします。２項観光費、２目観光温泉施設費７，７８８万９，０００円は、あせび温泉やすらぎの郷の管理運営費で１０節需用費３，９８０万３，０００円が主なものでございます。１３２ページをお願いいたします。３目道の駅管理費は、防災区域も含めた道の駅管理に要する費用で１０節需用費、電気使用料が主なものでございます。

１３６ページをお願いいたします。

７款土木費、１項土木管理費、１目土木総務費、１８節負担金補助及び交付金で、木造住宅耐震改修工事補助金２，３４２万円が主なものでございます。

１３９ページをお願いいたします。２項道路橋梁費、３目道路新設改良費、１４節工事請負費４，０００万円、４目社会資本総合整備費では１２節の委託料で、橋梁定期点検のための委託料３，２００万円が主なものでございます。

141ページをお願いいたします。

7款同じく、4項住宅費、1目住宅管理費3,282万3,000円は、町営住宅の維持管理費でございます。143ページをお願いします。

8款消防費、1項同じく、1目広域事務消防組合負担金では、板野西部消防組合への負担金2億258万8,000円でございます。2目非常備消防費2,362万7,000円は、消防団員の活動運営費でございます。

144ページ、お願いいたします。18節負担金補助及び交付金で、徳島県の総合情報通信ネットワークシステム再整備のための本町の負担分951万2,000円をお願いしております。

145ページをお願いいたします。5目災害対策費、12節委託料では、大規模災害への備えとして、本町の総合情報システム等構築委託料1,340万円、全国瞬時警報システム受信機Jアラート更新の委託料500万円をお願いしております。

147ページ、お願いいたします。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費は、教育委員会委員の報酬が主なもので2目事務局費の1億8,458万円は、事務局の管理運営費でございます。

149ページをお願いいたします。17節備品購入費5,700万円はGIGAスクール構想にて整備をいたしましたタブレットの更新で1,021台分のタブレット購入費でございます。あわせて13節使用料及び賃借料で、端末に導入するシステム使賃料4,361万9,000円をお願いしております。150ページをお願いいたします。2項小学校費、1目小学校共通費の1,427万9,000円は、各小学校の維持管理費でございます。

151ページでございます。2目東小学校管理費から158ページの7目南小学校の教育振興費までにつきましては、各小学校の管理運営費でございます。

159ページをお願いいたします。3項中学校費、1目学校管理費の3,010万3,000円は、中学校の維持管理費でございます。

163ページをお願いいたします。4項幼稚園費、1目幼稚園共通費の1億1,576万8,000円は、各幼稚園の維持管理費でございます。

165ページ、お願いいたします。2目の東幼稚園費から169ページの4目南幼稚園費までにつきましては、各幼稚園の管理運営費でございます。

171ページをお願いいたします。5項社会教育費、2目公民館費の2,453万2,000円につきましては、公民館の管理運営費でございます。

176ページをお願いします。7目歴史文化公園費の7,157万2,000円につきましては、文化の館を始めとする公園施設の管理運営費でございます。

181ページ、お願いいたします。

9款同じく、6項保健体育費、1目保健体育総務費の2,805万7,000円は、田園パーク・健康の館などの管理運営費でございます。

183ページをお願いいたします。2目体育施設費の2,615万7,000円につきましては、小中学校体育館・体育センター・町民プールと町内体育管理費を一括してお願いをしております。

185ページ、お願いいたします。3目学校給食費の1億6,862万7,000円につきましては、学校給食センターの管理運営費でございます。10節の需用費では、給食の賄材料代として6,913万円につきましては、価格高騰により10.3%増、次の186ページの12節委託料では、株式会社「東洋食品」への調理等業務委託料として4,653万円をお願いしております。

189ページをお願いします。

11款公債費、1項同じく、1目元金の4億2,078万6,000円では、償還金元金として合計118件分でございます。2目利子の1,399万8,000円では、借入金利子として合計141件分でございます。190ページをお願いいたします。

12款諸支出金、1項特別会計費、1目特別会計繰出金では、国民健康保険特別会計ほか6会計への繰出金として7億2,272万円をお願いしております。このうち、水道事業会計3,400万円につきましては、重点支援交付金を活用して水道料金の2か月分を免除するためのものです。

また、下水道事業会計におきましても、2か月分の免除を実施するための一般財源分800万円が含まれております。

191ページ、お願いいたします。2項基金費、1目同じでは、財政調整基金ほか10の基金への積立金として1億2,323万5,000円をお願いしております。

192ページをお願いいたします。

13款予備費、1項1目同じでは、予備費として1,021万1,000円をお願いしております。以上、歳入歳出の予算総額を67億7,300万円をお願いするものでございます。

以上で、議案第12号の説明とさせていただきます。

御審議をいただき、御承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。

本案に対しては、三原大輔議員から、お手元にお配りしました修正の動議が提出されております。したがって、これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 6番三原大輔議員。

[6番（三原大輔君）登壇]

○6番（三原大輔君） 令和7年3月11日、板野町議会議長、水口昭彦殿。

発議者は私、三原大輔でございます。

議案第12号、「令和7年度板野町一般会計予算」に対する修正動議でございます。

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び議会規則第17条第2項の規定により別紙の修正

案を添えて提出いたします。提出理由でございます。

①上記、一般会計予算内の中央広域環境施設組合負担金には、中央広域環境施設組合積替保管施設事業費の板野町負担分（事業費の２２％）が組み込まれております。

②以前から申していますとおり、中央広域環境施設組合積替保管施設整備事業費に係る、ごみ運搬費用は、市場価格と照らし合わせて約４倍の単価であり、余りにも高額で適正価格とはいえません。③中央広域環境施設組合積替保管施設事業で運搬費として支払われるｔ単価は４万４０円であり、ごみ量見積り１万１，１６０ｔを掛けて、板野町負担２２％で計算を行うと、費用額は９，８３０万６，０００円となります。

④適正のｔ単価は１万円であり、ごみ量見積り１万１，１６０ｔを掛けて、板野町負担２２％で計算を行うと、費用額は２，４５５万２，０００円となります。

以上のことから、今回、計上をされている費用９，８３０万６，０００円は、余りにも高額であり適正とはいえないため、そこから適正費用２，４５５万２，０００円を差し引き、差額金額である７，３７５万４，０００円を一般会計予算から差し引いた修正案を提出いたします。

修正動議の３枚目をお願いいたします。

令和７年度板野町一般会計予算修正に関する説明書。歳入歳出予算事項別明細書でございます。

歳出の２目塵芥処理費の中央広域環境施設組合負担金３億６，０６２万３，０００円から差額分である７，３７５万４，０００円を差し引き、１目予備費の１，０２１万１，０００円に差し引いた７，３７５万４，０００円を足して８，３９７万５，０００円とすることで、歳出合計６７億７，３００万円は、変更なしとしております。以上で、説明を終わります。

御審議いただき、御承認賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（水口昭彦君） 説明が終わりましたので、これから三原議員からの修正案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、これから討論を行います。

討論の順序におきましては、まず、原案に賛成者、次に、修正案に賛成者の順に行います。

まず、原案、令和７年度板野町一般会計予算に賛成者の発言を求めます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○７番（根ヶ山 昇君） 議長。

○議長（水口昭彦君） ７番根ヶ山 昇議員。

[ ７番（根ヶ山 昇君）登壇 ]

○７番（根ヶ山 昇君） 原案の当初予算に対して、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。令和７年度一般会計予算における中央広域環境施設組合への負担金につきましては、当町からも議長・副議長が出席をした組合議会において、議論をされた上での予算であります。

中央広域環境施設組合積替保管施設整備事業の費用におきましても、当組合が公募型プロポーザ

ル方式により審査の上、既に決定をされた費用でありますので、その予算をここで板野町だけが減額することは適切、適当ではないと考えます。

よって、私は、令和7年度原案の当初予算に賛成をするものであります。

議員所見には、御賛同のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 次に、修正案に賛成の発言を許します。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 11番石田 実議員。

[11番（石田 実君）登壇]

○11番（石田 実君） 議案第12号、「令和7年度板野町一般会計予算」に対する修正動議に賛成の立場で討論を行います。

中央広域環境施設組合からは、情報提供が少ないように思います。そのために、価格設定が適正な価格で行われているのかわからないのが現状です。三原議員が中央広域施設組合に情報提供を求めても、全て黒塗りという始末であります。やはり税金を投入する以上は、公にして住民に知ってもらって協力をしていかなければなりません。

もし、物価高騰で今、結んでいる協定で値上がりはないのか、また、早く新たな施設が早く完成した場合、また、あるいは遅れた場合はどうなるのか、ごみの量が住民の協力によって1万1,000t大幅に減量した場合など、いろいろ考えられます。やはり住民には情報公開を速やかにしていただきたいと思います。よって、今の状況では、やはり修正動議に賛成したいと思います。

どうかよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（水口昭彦君） 討論はありませんか。

（討論なしの声）

なければ、討論を終わります。以上で、討論を終わります。

これから議案第12号、「令和7年度板野町一般会計予算」の採決を行います。

まず、三原大輔議員から提出された修正案について、採決します。

起立によって採決します。修正案に賛成の方は、起立をお願いします。

なお、起立者は、起立者数の確認が済むまで起立のまま、お待ちください。

（起立者2名）

はい、OKです。起立少数です。

したがって、三原大輔議員から提出された修正案は否決されました。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 次に、原案の「令和7年度板野町一般会計予算」について、起立によって採決します。

~~~~~

6番（三原大輔君）・11番（石田 実君）退席

（午後3時07分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

原案の「令和 7 年度板野町一般会計予算」に賛成の方は、起立をお願いします。

(起立者 9 名)

起立多数です。したがって、原案は可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

6 番 (三原大輔君)・11 番 (石田 実君) 入席

(午後 3 時 0 8 分)

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長 (水口昭彦君) 本日は、これで散会したいと思います。御異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本日はこれで散会します。

なお、明日 12 日、午前 10 時より本会議を再開し、引き続き、提出議案に対する審議を行いますので、よろしくお願いします。本日は、ありがとうございました。

午後 3 時 10 分 散会